

国土交通省アスベスト対策推進本部 (第3回)

平成18年3月31日
省 議 室

議 事 次 第

1. 開会
2. 国土交通省のアスベスト対策について
3. 閉会

(配付資料)

- | | |
|------|---|
| 資料－1 | 国土交通省におけるアスベスト対策の推進 |
| 資料－2 | 工事現場におけるアスベスト建材の識別資料
(「目で見えるアスベスト建材J」について) |
| 資料－3 | 不動産取引の重要事項説明について |
| 資料－4 | 建物の鑑定評価の基準について |
| 資料－5 | アスベスト部会の建議を受けた今後の予定について |

(参考資料)

- | | |
|-----|---|
| 参考1 | 国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について |
| 参考2 | 石綿除去に関する費用について |
| 参考3 | 石綿に関する行動計画の進捗状況について |
| 参考4 | 工事現場におけるアスベスト建材の識別資料
(「目で見えるアスベスト建材J」について) |
| 参考5 | 民間建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について |
| 参考6 | 不特定多数の方が利用される運輸関連施設における吹き付けアスベストの
処理状況について |

国土交通省における
アスベスト対策の推進

平成18年3月31日

国土交通省
アスベスト対策推進本部

目次

1. はじめに	
1.1 今回のアスベスト問題の経緯	1
資料 1.1-1 アスベスト問題に関する最近の経緯	10
資料 1.1-2 「アスベスト問題に係る総合対策」の概要	11
資料 1.1-3 国土交通省におけるアスベスト問題に係る総合対策	12
資料 1.1-4 アスベスト問題における国土交通省の対応の概要	13
1.2 アスベストとは	1
資料 1.2-1 アスベスト輸入量の推移	14
資料 1.2-2 中皮腫の死亡者の推移	
石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災補償状況	15
資料 1.2-3 石綿ばく露による肺がん、中皮腫	
労災認定業種別件数(平成16年度以前全公表対象)	16
1.3 政府及び国土交通省の過去の対応	2
資料 1.3 国土交通省における過去の対応の検証	17
2. アスベスト問題に対するこれまでの対応	
2.1 吹付けアスベスト等の使用実態把握と除去等の推進	3
資料 2.1-1 アスベスト対策の実施状況	18
資料 2.1-2 国土交通省アスベスト対策関連予算	19
資料 2.1-3 アスベスト改修型事業の創設(優良建築物等整備事業)	20
資料 2.1-4 地域住宅交付金制度の概要	21
資料 2.1-5 日本政策投資銀行 生活環境整備促進事業	22
資料 2.1-6 中小企業金融公庫 環境対策資金	23
資料 2.1-7 国民生活金融公庫 環境対策資金	24
資料 2.1-8 石綿による健康被害等に係る被害の防止のための 大気汚染防止法等の一部を改正する法律の概要	25
資料 2.1-9 大気汚染防止法改正の概要	26
資料 2.1-10 地方財政法改正の概要	27
資料 2.1-11 建築基準法改正の概要	28
資料 2.1-12 廃棄物処理法改正の概要	29
資料 2.1-13 財団法人日本建築センターによる建設技術審査証明	30
資料 2.1-14 石綿(アスベスト)除去に関する費用について	34

2.2 解体時のアスベスト飛散防止の徹底.....	5
資料 2.2 石綿に関する行動計画の概要について.....	36
2.3 国民の有する不安への対応.....	6
資料 2.3-1 アスベストによる健康被害等の状況に関する調査.....	37
資料 2.3-2 船員であった者に対する健康管理制度 (無料健康診断制度)の導入について.....	38
2.4 隙間のない健康被害者の救済.....	6
資料 2.4 石綿による健康被害の救済に関する法律の概要.....	39
3. 国土交通省の今後のアスベスト対策の推進.....	7
3.1 今後の被害を未然に防止するための対応.....	7
資料 3.1 アスベスト建材の法令・手続ポスター 「石綿による環境汚染・健康障害をなくそう!」.....	40
3.2 国民の有する不安への対応.....	8
資料 3.2 各種問い合わせ先.....	41

1. はじめに

1.1 今回のアスベスト問題の経緯 (資料 1.1-1)

平成17年6月末に、尾崎市の石綿製品工場の従業員が肺ガンや中皮種で死亡していることが公表された。また、工場周辺の住民や従業員の家族が中皮種等を発症・死亡していることが報道された。さらに、8月には文具店の店主が中皮種で亡くなっており、店内に使用されていた吹付けアスベストが原因と考えられることが報道された。

このような状況を受け、政府は7月にアスベスト問題に関する関係閣僚会合(以下「閣僚会合」という。)を設置し、アスベスト問題に係る当面の対応をとりまとめるとともに、12月には「隙間のない健康被害者の救済」、「今後の被害を未然に防止するための措置」、「国民の有する不安への対応」を柱とする政府の総合対策をとりまとめた(資料1.1-2, 1.1-3)。

この総合対策を受け、第164回通常国会において、平成18年2月3日にアスベストによる健康被害対策などのための補正予算、「石綿による健康被害の救済に関する法律」、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が成立したところである。

国土交通省としても、アスベストの健康被害状況や露出したアスベストの実態把握に努めるとともに、11月にはアスベスト対策推進本部を設置して、アスベスト対策の推進を図ることとし、国土交通省におけるアスベストの対策をとりまとめた。また、8月には社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト部会を設置し、12月に建築物における今後のアスベスト対策について建議をいただいた。さらに、道路施設アスベスト対策検討委員会を設置し、道路施設におけるアスベストの使用の実態把握を行うとともに、アスベスト飛散防止対策をとりまとめている(資料1.1-4)。

1.2 アスベストとは

そもそもアスベスト(石綿)とは、太古より火山活動で火成岩の一種である超塩基性岩の地殻内マグマの裂け目に水が侵入し、非常に高い圧力のもとで熱水作用を受け、その裂け目に繊維状結晶が生成されたものである。

アスベストの種類としては、クロシドライト(青石綿)、アモサイト(茶石綿)、クリソタイル(白石綿)があり、クロシドライトが最も毒性が強く、その発ガン性は、クリソタイルの500倍とも言われている。

アスベストの特性は、不燃性、耐熱性、耐腐食性等に優れているため、日常

生活に幅広く使用されてきた。国土交通省に関連する施設等においても、建築物・運輸関連施設において、屋根材、壁材、天井材等として、アスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等の成型品、耐火被覆材や断熱材としての吹付けアスベストが使用されている。また、輸送機関において、主にエンジン排気管の断熱材やブレーキ用の摩擦材等にアスベスト含有製品が使用されている。

アスベストの国内輸入量は、1974年に35万トンとピークをつけ、原則使用禁止となった2004年に0.8万トンまで減少した(資料1.2-1)。さらに、政府の総合対策において、アスベストの全面禁止を前倒しして、関係法令の整備を行い2006年度中に措置することを決定した。しかし、1970年から1990年にかけて多くのアスベストが輸入されており、この時期の建築物には石綿製品が多く使用されているため、今後石綿製品を使用した建築物の解体が増加することが見込まれる。

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康被害が発生するおそれがある。

- ①石綿肺（じん肺の一種）：肺が繊維化するもので、せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがある
- ②肺がん：肺にできる悪性の腫瘍
- ③胸膜、腹膜等の中皮腫（がんの一種）：肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍

これらの疾病については、石綿粉じんのばく露から発症までの期間が、35年程度と相当長いことがある。

石綿起因による肺がん、中皮腫は増える傾向にあり、石綿起因がほとんどいわれている中皮腫の死亡者数は毎年増加しており、厚生労働省人口動態調査によれば、平成7年に500人であった死亡者数は、平成16年に953人になった(資料1.2-2, 1.2-3)。

1.3 政府及び国土交通省の過去の対応

アスベスト問題に関する過去の対応については、第2、3回の関係会合において、各省庁における検証結果をとりまとめた。検証結果全体としては、それぞれの時点において、当時の科学的知見に応じて関係省庁による対応がなされ、行政の不作為があったということはできないが、当時においては、予防的アプローチ（完全な科学的確実性がなくても深刻な被害をもたらすおそれがある場合には対策を遅らせてはならないという考え方）が十分に認識されなかったという事情に加え、個別には関係省庁間の連携が必ずしも十分ではなかった等の反省すべき点も見られた。

国土交通省としても、アスベストに関する過去の関係法令及び、通知・通達、行政文書等について、幅広く省内関係部局において洗い出しを実施した。さらに、これらの文書の内容、背景について、当時の関係職員に対する聴取を必要に応じて実施し、過去の対応の経緯等について明らかにした。

国土交通省における対応については、①当省所管官庁施設における対応、②建築・住宅行政の観点からの対応、③建設業行政の観点からの対応の3つに大別される。いずれも、社会の動向や関係法令の改正を踏まえて、必要な措置を講じてきたものと考えられる。(資料1.3)

政府全体として関係省庁の十分な連携が図られていたかと言うことについては、必ずしも十分であったとはいえないという反省を踏まえ、アスベスト以外の危険物質の情報共有を図るための、「人体に影響のある化学物質に関する関係省庁連絡会議」が新たに設置されたところである。

2. アスベスト問題に対するこれまでの対応

平成17年12月27日に決定した政府の総合対策では、①隙間のない健康被害者の救済、②今後の被害を未然に防止するための対応、③国民の有する不安への対応を3本柱としてとりまとめている。

国土交通省としても、政府の総合対策に基づき、吹付けアスベスト等の使用実態の把握を進め、アスベストの早期かつ安全な除去を推進するとともに、建築物の解体現場における飛散防止の徹底に取り組んできた。

2.1 吹付けアスベスト等の使用実態把握と除去等の推進

(1) 吹付けアスベスト等の使用実態の把握

これまでに、運輸関連施設、国の機関の建築物、公共住宅、民間建築物等について、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールに関する実態調査を実施し、結果を公表するとともに対策の実施状況をフォローアップしてきた(資料2.1-1)。平成18年3月31日現在において、

- ① 運輸関連施設については、約16万を超える事業者等を対象に調査を実施した結果、2バスターミナルにおいて旅客用のスペースに吹付けアスベストが露出していることが確認されており、除去工事を実施中である。
- ② 国の機関の建築物については、調査件数約84,000棟のうち、698棟において吹付けアスベスト等が確認され、うち310棟は措置済みとなっている。

- ③ 公共住宅については、調査件数約40,000団地のうち、226団地において吹付けアスベスト等が確認され、そのうち、222団地はすでに

対策済みとなっている。

- ④ 民間建築物については、調査件数約256,000棟のうち、約12,000棟において露出した吹付けアスベスト等が確認された。

(2) 吹付けアスベスト等の除去等の推進

吹付けアスベスト等が露出している国の施設の除去等の対策の実施、民間建築物等で多数の者が利用する建築物の除去等の補助、公共施設における除去等の推進のために、平成17年度補正予算に国土交通省として186億円を計上し、緊急性の高いものから対策を実施することとした(資料2.1-2)。

民間建築物等に対する補助に関しては、アスベスト改修型優良建築物等整備事業を創設し、地方公共団体と連携し、多数の者が利用する建築物のアスベスト改修を促進している(資料2.1-3)。

また、住宅等のアスベスト対策については、地域住宅交付金を活用することが可能である(資料2.1-4)。

融資については、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫にアスベスト対策および技術開発の推進のための低利融資制度を創設している(資料2.1-5～2.1-7)。

(3) 建築基準法の改正

飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止することを内容とする建築基準法の改正案を、大気汚染防止法、廃棄物処理法、地方財政法と併せて一括法(「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」)として第164回通常国会に提出し、2月3日に成立し2月10日に公布された(資料2.1-8～2.1-12)。

この建築基準法の改正により、既存建築物の所有者等に対して、①増改築時における除去等の義務づけ、②アスベストの飛散のおそれのある場合における特定行政庁による催告・命令等の実施、③特定行政庁による方向聴取・立入検査が可能となるとともに、④定期報告の結果の閲覧等の措置が講じられることとなる。

また、大気汚染防止法(環境省所管)の改正によりアスベストを使用している工作物(工場のプラント等)について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づけられる。廃棄物処理法(環境省所管)の改正により今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化を促進・誘導するため、国の認定による特例制度が創設される。地方財政法(総務省所管)の改正により、地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方債の起債の特例対象となる

(4) アスベスト対策の技術開発

(財) 日本建築センターにおいて、吹付けアスベストの除去・封じ込め等の飛散防止処理技術に関する建設技術審査証明を実施しており、これまでに26件が審査証明を受けている (資料2-1-13)。

(5) アスベスト処理費用の情報提供

アスベスト処理の適正な費用の支払いに資するよう除去費用の情報提供として、吹き付けアスベストの処理費用を調査し、平成17年8月26日と平成18年3月31日に公表している (資料2-1-14)。

2.2 解体時のアスベスト飛散防止の徹底

(1) 関係法令の遵守の徹底

建設工事を実施するにあたってのアスベストの取扱いについては、「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令により規定されている。労働安全衛生法では、石綿の事前調査・作業計画の作成・工事計画届・防塵装置・作業員への特別教育の実施等が規定されている。

大気汚染防止法では、特定粉じん排出等作業の実施の届出・敷地境界基準等が規定されている。従来の対象は吹付け石綿のみであったが、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を対象とすること、および規制の対象となる規模要件が撤廃され、平成18年3月1日に施行されている。

また、廃棄物処理法においてはアスベスト廃棄物の取扱いを、建設リサイクル法においては吹付けアスベスト等特定建設資材に付着するものの事前除去がそれぞれ規定されている。

建設工事における石綿による健康障害防止等を一層推進するためには、これらの関係法令の遵守が重要であり、「建設工事を実施する上での石綿の取扱いについて」(平成17年7月14日付国総建第90号、国総振第65号、国住生第114号、平成17年7月20日付国総振第69号、平成17年7月25日付国総振第75号)により関係団体に対して周知徹底した。

(2) 行動計画の作成

また、「石綿に関する行動計画の作成について」(平成17年8月1日付)により、関係法令遵守の徹底のため、関係業界団体に石綿に関する特別講習の実施等を内容とする行動計画の作成を求め、その実施状況をフォローアップしている (資料2.2)。平成18年3月末までに、①石綿使用建築物の解体等に関する

る147名の講師の養成、②特別の教育を約99,000人が受講した等の実績があったとの報告を受けている。

2.3 国民の有する不安への対応

(1) 健康被害の実態調査

所管業界におけるアスベストによる健康被害の状況について、平成17年8月及び12月に実態調査を行い、公表してきたところである。その結果、調査対象者254,396人、調査回答者数134,819人のうち、アスベスト疾病者は196人、うち死亡者は131人であることが分かった(資料2.3-1)。

(2) 健康管理制度の周知および船員であった者に対する健康管理制度の実施
業界団体に対し、「石綿による健康被害防止対策への適切な対応について」(平成17年7月26日付国総建第100号、国総振第76号、国住生第125号)を発出し、健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底を行った。

また、船員であった者に対する健康管理制度を新たに実施することとし、平成17年12月15日より健康管理手帳の交付申請の受付を開始した。平成18年3月14日現在で101人に対して健康管理手帳を交付している(資料2.3-2)。

2.4 隙間のない健康被害者の救済

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が2月10日に公布・施行され、3月20日から申請の受付が、3月27日から給付が開始されたところである。平成18年4月1日からは事業者による費用負担が開始されることとなり、国土交通省としても法の円滑な施行のために協力していく(資料2.4)。

この石綿による健康被害の救済のための財源としては、独立行政法人環境再生機構に石綿健康被害救済基金を創設し、その給付費用の負担は、おおむね以下とおりである。なお、制度施行から5年後までに費用負担のあり方を再検討することとしている。

- ①国は、石綿による健康被害の救済制度の早急かつ安定的な立ち上げの観点等から、平成17年度補正予算により基金に拠出(補正予算額388億円)。
- ②地方公共団体は、基金創設の趣旨にかんがみ、国の基金への費用負担の4分の1に相当する金額を平成18年度以降一定の期間で基金に拠出。
- ③事業主は、平成19年度以降の給付費用分を拠出する。なお、拠出は、労働者を雇用する事業主等による一般拠出金と、石綿との関連が特に深い一要件に該当する事業主による特別拠出金との2つの拠出金による。特別拠出金の事業主の範囲及び負担額については、石綿の使用量、指定疾病の

発生状況その他の事情を勘案して定めることとしている。その詳細については、有識者等による検討を経た後、平成19年度から徴収に支障が生じないよう平成18年度の前半のできるだけ早い時期に決定する。

3 国土交通省の今後のアスベスト対策の推進

3.1 今後の被害を未然に防止するための対応

これまで、建築物等の吹付けアスベスト等の実態調査を行い結果を公表するとともに、緊急性の高いものから平成17年度補正予算等により対策を実施しているところである。また、飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止する建築基準法の改正を行い、2月10日に公布されたところである。現在行っている対策の実施状況と今後の実施方針については下記の通りである。

建築物のアスベスト除去等の推進

項目	3月末までの実施状況	今後の実施方針
アスベスト除去等の推進	平成17年度補正(第1号)にて、国の機関の施設、公共施設、海上保安庁おそれがある早急に対応すべき施設について、対策費用を計上。	飛散防止の措置状況等のフォローアップを実施していく。
アスベスト除去等の支援	平成17年度補正(第1号)にて、アスベスト改修型優良建築物等整備事業を創設。また、地域住宅交付金および融資制度によりアスベスト除去等々を支援する他、地方財政法を改正しアスベスト改修を起債の対象とした。	引き続き、地方公共団体と連携し、建築物のアスベスト改修を促進。

アスベストの飛散防止

項目	3月末までの実施状況	今後の実施方針
建築基準法等による規制	アスベスト建材の使用を禁止することを含む建築基準法を改正。また、建築物以外の工作物を対象として大気汚染防止法を改正※。2月10日公布。	公布から8ヶ月以内の施行に向け関係政省令を整備。
アスベスト処理費用の情報提供	アスベスト処理の適正な費用の支払いに資するよう処理費用の情報提供として、吹き付けアスベストの処理費用について平成17年8月26日と平成18年3月31日に公表。	提供した情報を有効に活用してもらうため、ホームページ等により広く周知。

解体時の飛散防止の徹底

項目	3月末までの実施状況	今後の実施方針
「目で見えるアスベスト建材」等の情報提供	解体工事等の現場において、アスベスト建材に該当するかどうか容易に識別できるパンフレットと、アスベストを取り扱う上で遵守すべき法令・手続を簡便に示したポスターを作成し平成18年3月31日に公表。(資料3.1)	作成した資料を積極的に活用してもらうため、ホームページ等により広く周知。(平成18年3月31日ホームページ掲載)
建設業団体の行動計画	今後の被害を拡大しない対応の一つとして、建設業におけるアスベストに関する法令遵守を徹底するための行動計画の作成・報告を求め、平成17年12月27日と平成18年3月31日に進捗状況を把握し公表。	アスベスト飛散防止のため、建設業団体において行動計画の更なる推進を実施してもらうとともに、国土交通省にてフオローアップを実施。(平成18年3月31日ホームページ掲載)

アスベストの安全な廃棄

項目	3月末までの実施状況	今後の実施方針
アスベストの安全な廃棄	アスベストの高温処理による無害化を促進するため廃棄物処理法を改正。2月10日公布。	公布から6ヶ月以内の施行に向け関係政省令を整備※。

※は他省庁関係

3.2 国民の有する不安への対応

これまで、所管業界の健康被害の状況について実態調査を行い、公表してきたところである。また、船員であった者に対する健康管理制度を新たに実施することとし、平成17年12月15日より手帳の交付申請の受付を開始したところである。

現在行っている対策の実施状況と今後の実施方針については下記の通りである。

国民の有する不安への対応

項目	3月末までの実施状況	今後の実施方針
建築物内の室内のアスベスト濃度測定	建築物室内でのアスベスト濃度の実態調査を実施予定。	平成18年度も追加調査を実施予定。
住宅性能表示制度の整備	アスベストに関する情報を消費者等に適切に提供するため、室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定や吹き付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みの検討に着手。	検討結果を踏まえ、住宅性能表示制度において、室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定や吹き付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備。

宅地建物取引業法施行規則の改正	アスベストに関する情報を消費者等に適切に提供するため、建物の取引時のにおいて、アスベストの使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容を重要事項として建物の購入者等に対して説明することを義務づけ。3月13日公布。	4月24日施行へ向けて関係者に対する周知を図る。
アスベストと不動産の鑑定評価に係る検討	不動産の資産価値につき、的確な情報を提供するためには、アスベスト等有害物質の使用状況について、その価格への影響を適正に把握し、不動産の鑑定評価の実務に反映させていく必要があるため、アスベストと鑑定評価に係る検討委員会を設置し、平成18年1月26日に初回を開催した。	本年夏を目途に中間とりまとめを行う方向(次回委員会は4月12日(予定))。
アスベスト含有建材について のデータベースの整備	建設業者や建築物所有者等が、建材に係るアスベスト含有状況に関する情報を把握できるよう、建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材の種類、名称、製造時期等の情報について、データベースの整備に着手。	アスベスト含有建材についてのデータベースを整備し、建設業者や建築物所有者等に対する情報提供を推進。

項目	3月末までの実施状況	今後の実施方針
元船員に対する健康管理制 度(無料健康 診断制度)の 導入について	船員であった者について、厚生労働省と連携し、健康管理制度(無料健康診断を含む)を導入した(平成17年12月15日から手帳の交付申請の受付を開始)。平成18年3月14日現在で、101人に対して健康管理手帳を交付した。	今後とも引き続き、厚生労働省との連携のもと、健康管理制度が有効に活用されるよう積極的な周知を図るとともに、適切な制度の運用を行う。

国土交通省としては、今後とも、アスベスト問題に対応するため、吹付けアスベスト等の使用実態の把握を進め、アスベストの早期かつ安全な除去等を推進するとともに建築物の解体現場における飛散防止の徹底等に取り組んでいく。このため、今回取りまとめた「国土交通省におけるアスベスト対策の推進」の着実な実施と定期的なフォローアップを行うこととする。

アスベスト問題に関する最近の経緯

6月

06/29 (株)クボタがアスベスト健康被害に関する取組みを公表

7月

07/01 アスベスト問題に関する関係省庁会議
07/29 第1回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合

8月

08/22 石綿吹付けの文具店で30年労働していた男性が死亡していたことが報道される
08/26 第2回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
08/29 第1回道路施設アスベスト対策検討委員会

9月

09/05 社会資本整備審議会建築分科会第1回アスベスト対策部会
09/22 第2回道路施設アスベスト対策検討委員会
09/29 第3回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合

10月

10/06 第3回道路施設アスベスト対策検討委員会
10/12 社会資本整備審議会建築分科会第2回アスベスト対策部会
10/14 与党PT開催 中皮腫すべてをアスベスト被害者救済の対象にすることで合意
10/28 与党PT、アスベスト救済新法について要望をまとめ官房長官に申し入れ

11月

11/8 第1回国土交通省アスベスト対策推進本部
11/29 第4回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合

12月

12/7 与党PT、特別遺族弔慰金280万円、葬祭料20万円を支給することなどで合意
12/12 社会資本整備審議会建築分科会第3回アスベスト対策部会
12/27 第5回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
12/27 第2回国土交通省アスベスト対策推進本部

1月

1/26 第1回アスベストと鑑定評価に係る検討委員会

2月

2/3 平成17年度補正予算およびアスベスト関係法成立(2/10公布)

3月

3/31 第3回国土交通省アスベスト対策推進本部

「アスベスト問題に係る総合対策」の概要 (12月27日決定)

1 隙間のない健康被害者の救済

17年度補正予算額：388億円
18年度予算額：93億円

救済新法の制定

- 「**石綿による健康被害の救済に関する法律**」の制定(2月3日成立、2月10日公布)

労災制度の周知徹底等

- 労災認定基準の改正
- 労災制度の周知徹底

研究の推進等

- 中皮腫抗がん剤「ペムトレキセド」の早期承認等

2 今後の被害を未然に防止するための対応

17年度補正予算額：1,417億円
18年度予算額：29億円

既存施設での除去等

- 地方自治体の取組への支援
(**地方財政法改正**※)
- 国の建築物等について除去等実施
- 民間建築物における取組への支援
(助成措置の新設+中小企業等を対象とした低利融資制度の創設)
- 吹付けアスベスト等の使用規制
(**建築基準法改正**※)

解体時等の飛散・ばく露防止

- 飛散防止のための規制の拡充
(**大気汚染防止法改正**※)
- 石綿障害予防規則等の周知・指導

アスベスト廃棄物の適正処理

- アスベスト廃棄物の無害化処理推進
(**廃棄物処理法改正**※+税制上の措置の新設)
- 廃アスベスト適正処理の規制強化

アスベスト早期全面禁止

- 代替化を促進し18年度中に全面禁止措置

3 国民の有する不安への対応

18年度予算額：4億円

実態把握・国民への情報提供

- 解体現場周辺の大気中濃度測定
- 室内アスベスト濃度指標設定に資する調査研究
- 健康被害者の実態調査

健康相談等の対応

- 国民の健康相談への対応
- 健康管理手帳の交付要件等の見直し
- アスベスト関連の作業に従事した退職者への健康診断の実施
- 一般住民の健康管理の促進

(注1) ※は一括法(「**石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律**」)として18年通常国会冒頭に提出(2月3日成立、2月10日公布)。

(注2) 18年度予算額は、関係閣僚会合を構成する関係省庁による対策に係る金額。

(注3) 18年度予算額においては、施設整備等経費の交付金等(約1.4兆円)の内数となっているものについて含まれていない。

国土交通省におけるアスベスト問題に係る総合対策(H18.3.31)

今後の被害を未然に防止するための対応

(1) 既存施設におけるアスベストの除去等

- 補正予算186億円を計上し、飛散ばく露のおそれがある早急に対応すべき施設について、吹付けアスベストの早期の除去等を促進。
 - ・公共施設、公共住宅等について、地方公共団体等によるアスベストの除去等に対して支援
 - ・国家機関の建築物等について、緊急性の高いものから除去等を実施
 - ・民間建築物等で多数の者が利用する建築物について、吹付けアスベスト等の除去等に対し補助
 - ・事業者に対し、日本政策投資銀行等の低利融資

飛散防止の措置状況等のフォローアップを実施。

- 建築物における吹付けアスベスト等の使用を規制することを内容として建築基準法を改正(平成18年2月3日成立、2月10日公布。公布から8ヶ月以内の施行に向けて関係政省令を整備)。

(2) 解体時等の飛散・ばく露の防止

- 建設業団体から報告のあったアスベスト飛散防止のための行動計画のフォローアップを行い、引き続き作業員等を対象とした講習会の実施を推進
- 現場でのアスベスト建材の識別に役立つ資料を作成、提供。

隙間のない健康被害者への対応

- アスベストによる健康被害のうち、既存の法律で救済されない被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置として、平成18年2月3日に今通常国会において成立した「石綿による健康被害の救済による法律」の円滑な施行に協力。

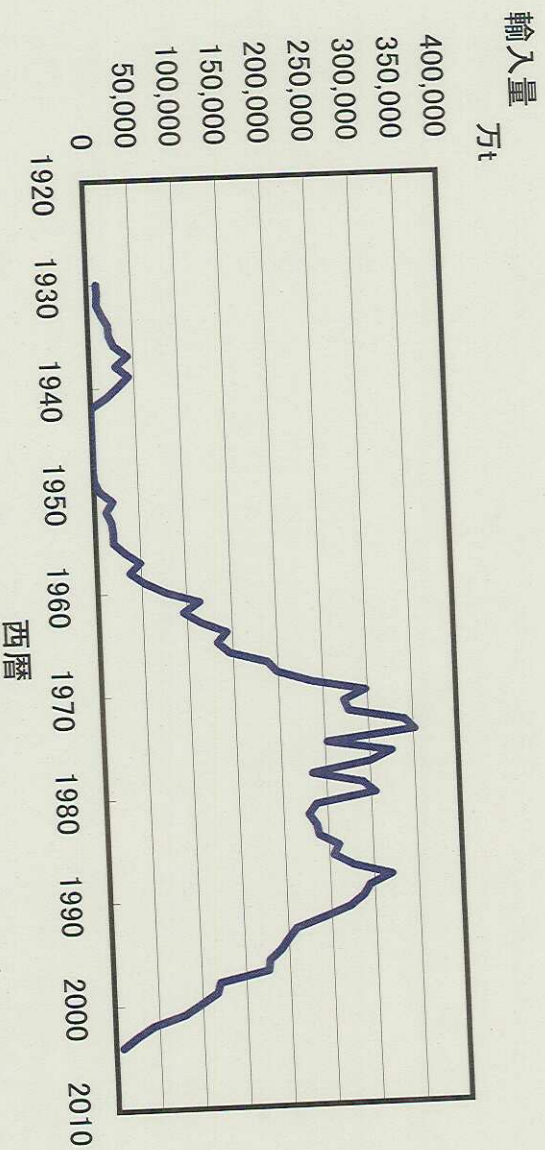
国民の有する不安への対応

- 建築物内の室内のアスベスト濃度指標の設定に資する基礎的な調査研究を行う。
- 住宅性能表示制度において室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備する。
- アスベスト含有建材についての情報をデータベース化する等、情報提供を推進する。
- 建築基準法令の改正内容等を踏まえ、宅地建物取引業法上、アスベスト調査に関する事項を重要事項説明の対象とする(4月24日施行)。また、関係機関の調査結果を踏まえ、アスベストを建物の鑑定評価実務に的確に反映する方策を検討する(本年夏を目途にとりまとめ)。
- 船員であった者に対する健康管理制度を実施(平成17年12月15日より手帳の交付申請の受付開始)。

アスベスト問題における国土交通省の対策の概要

被害の拡大の防止		国民の不安への対応	過去の被害への対応	過去の対応の検証	実態把握の強化
総合政策局	建築物の解体現場等についてアスベストの飛散を予防するための措置の徹底を図るため、 ・建設業等における関係法令の遵守を徹底 (平成17年7月14日以降順次業界等に通知) ・解体工事等を行う者へアスベストの取り扱いの注意喚起(平成17年7月14日通知) 建設業界に対し行動計画の作成依頼(平成17年9月29日計画概要を公表。同12月27日、平成18年3月31日フォローアップ結果公表) アスベストの除去費用に関する情報を収集し、関係団体等に提供(平成18年3月31日通知)	不動産業関係団体を通じて、不動産業者に 対し購入者への情報提供を指導(平成17年 9月29日通知) 建設業における石綿被害の実態把握につ いて公表(平成17年10月28日公表) 宅地建物取引業法施行規則を改正し、建物 の取引時において、石綿の使用の有無の調 査の結果が記録されているときは、その内容 を重要事項として購入者等に対して説明する ことを義務づけ(平成18年3月13日公布、4 月24日施行) アスベストと鑑定評価に係る検討委員会を設 置(平成18年1月26日初回開催)	労災補償制度等の周知徹底等(平成17年7月26日以降 順次関係業界等に通知)	建設リサイクル法が完全施行(平成14年)。解 体工事等において事前調査を行い、特定建設 資材に付着した吹付け石綿等を事前に除去す ることを義務づけ パンフレット「建築物の解体等に伴う有害物質 等の適切な取扱い」を配布(平成17年) 新潟中越地震に伴う注意喚起(平成16年)	
	土地・水資源局				公園施設及び下水道施設における吹付けアスベスト等 の使用実態等について調査(平成17年8月5日調査依 頼等)
都市・地域整備局	公園施設及び下水道施設において、緊急性の高いものから、 吹付け除去等の対策を推進				河川管理施設等における吹付けアスベスト等の使用実 態について調査(平成17年8月5日調査依頼等)
河川局	吹付けアスベストの使用が確認された河川管理施設等につ いて、順次、除去等の対策を実施。				道路管理施設等における吹付けアスベスト等の使用実 態について調査(平成17年8月5日調査依頼等)
道路局	専門家による「道路施設アスベスト対策検討委員会」を設置 し、「道路管理におけるアスベスト対策について」をとりまとめ (平成17年12月)、今後の対応方針を各都道府県管理者に 通知				
住宅局	社会資本整備審議会にアスベスト対策部会を設置(平成17年 8月19日)、建議「建築物における今後のアスベスト対策につ いて」をとりまとめ(平成17年12月12日) 吹付けアスベスト等の除去費用に対する支援制度等を整備。 ・多数の者が利用する建築物におけるアスベスト除去等に対 する補助制度を平成17年度補正予算により創設(優良建築物 等整備事業の拡充) ・住宅におけるアスベスト除去等への支援(地域住宅交付金) ・アスベスト除去等への低利融資制度(日本政策投資銀行、中 小企業金融公庫、国民生活金融公庫)を平成17年度補正予 算により創設 アスベストによる健康被害が生じないよう、建築物におけるア スベストの使用を規制するため、建築基準法を改正(平成18 年2月10日公布)	住宅性能表示制度について、室内空気中の アスベスト繊維の濃度測定や吹付けアスベ スト等の使用状況を表示する仕組みの検討 に着手。 建材メーカーが過去に製造したアスベスト含 有建材の情報について、データベースの整 備に着手。		建築基準法に基づく告示の耐火構造の規定から 吹付け石綿を用いた構造の規定を削除(昭和 62年) 建築基準法の技術的基準を定めた告示から全 ての石綿含有建材の規定を削除(平成16年)	民間建築物における吹付けアスベストの使用実態等につ いて、調査結果を公表(平成17年9月29日、10月28 日、12月19日、平成18年3月31日予定) 公共住宅における吹付けアスベストの使用実態等につ いて、調査結果を公表(平成17年9月29日、同12月2 7日)
鉄道局			(独)鉄道・運輸機構は、アスベストによる 健康被害を受けた旧国鉄職員に対し、業 務災害補償の認定(21名)・給付を行うと ともに、旧国鉄職員に対する同補償制度 の周知徹底、健康診断(平成17年10月11 日から)を実施 石綿救済新法の施行に合わせ、業務災害 補償の時効救済措置を実施(平成18年3 月27日施行)		所管団体等を通じて、輸送機関等におけるアスベストの 使用実態を調査し、その結果を公表(平成17年8月26 日)
自動車交通局	所管団体等に対し、労働安全衛生法等の関係法令遵守の指 導徹底について、傘下会員に周知する等を依頼(平成17年7 月15日以降順次) 現在アスベストが使用されている部分に関しては、除去等の 使用アスベストへの適切な対処に係る傘下会員への改めでの 周知を、各団体等に対し依頼(平成17年8月26日)	所管団体等を通じて、従業員等の健康被害 状況を調査し、その結果を公表(平成17年8 月26日)	関係業界等 に対し、労災補 償制度、健康 管理手帳制度 等の周知を実 施(平成17年7 月22日以降順 次)	平成8年、自動車におけるブレーキ等の石綿材 部品に関し、業界の自主規制により、同年10月 以降の国内向け生産車について非石綿部品へ の切り替えを行った旨の報告	不特定多数の方が利用される運輸関連施設における吹 付けアスベストの処理状況については、定期的に確認 し、その結果を公表(平成17年10月17日、同11月8日、 同12月27日)
海事局			船員だった人への対応として、アスベスト による疾病に関する「船員保険の職務上 の給付」の周知徹底(平成17年7月20 日)、健康管理制度(無料健康診断を含 む)を平成17年12月15日から導入(平成17 年10月28日公表)		
港湾局					
航空局					
政策統括官					
官庁営繕部	国家機関の建築物における調査結果等を踏まえ、各省各庁と 連携を図り、緊急性の高いものから除去等の必要な措置を講 ずる予定			官庁営繕工事における内部仕上げ方法から石 綿吹付け材を削除(昭和48年) 所管の官庁施設において石綿スレート等につ いて、解体加工等を助産して代替品使用の推進 (昭和62年) 平成10年に吹き付けアスベスト処理工事、平 成14年にアスベスト成形板の関係規定を「建築 改修工事共通仕様書」に追加	国の機関の建築物における吹き付けアスベストの使用 実態等について調査結果を公表(平成17年9月29日公 表、同12月27日、平成18年3月31日フォローアップ結 果公表)

アスベスト輸入量の推移



西暦	年号	輸入量(万t)
1930	S5	11,348
1931	S6	11,581
1932	S7	10,843
1933	S8	16,154
1934	S9	22,710
1935	S10	23,519
1936	S11	28,484
1937	S12	43,796
1938	S13	29,901
1939	S14	44,146
1940	S15	31,361
1941	S16	18,000
1942	S17	0
1943	S18	0
1944	S19	0
1945	S20	0
1946	S21	0
1947	S22	0
1948	S23	0
1949	S24	1,205
1950	S25	6,639
1951	S26	20,808
1952	S27	13,352
1953	S28	18,905
1954	S29	20,281

西暦	年号	輸入量(万t)
1955	S30	20,400
1956	S31	33,388
1957	S32	49,464
1958	S33	37,738
1959	S34	53,684
1960	S35	77,056
1961	S36	114,815
1962	S37	96,674
1963	S38	115,492
1964	S39	143,969
1965	S40	133,522
1966	S41	146,294
1967	S42	188,741
1968	S43	199,415
1969	S44	237,171
1970	S45	298,253
1971	S46	273,757
1972	S47	278,582
1973	S48	341,540
1974	S49	352,110
1975	S50	253,097
1976	S51	325,346
1977	S52	300,636
1978	S53	234,901
1979	S54	291,531

西暦	年号	輸入量(万t)
1980	S55	305,408
1981	S56	237,963
1982	S57	229,125
1983	S58	237,413
1984	S59	239,747
1985	S60	261,648
1986	S61	255,732
1987	S62	277,238
1988	S63	320,393
1989	H1	295,168
1990	H2	287,659
1991	H3	272,088
1992	H4	242,274
1993	H5	209,846
1994	H6	199,836
1995	H7	191,475
1996	H8	177,869
1997	H9	176,021
1998	H10	120,813
1999	H11	117,143
2000	H12	98,595
2001	H13	79,463
2002	H14	43,313
2003	H15	24,653
2004	H16	8,162

合計 373,033

中皮腫の死亡者数の推移

年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
死亡者数	500	576	597	570	647	710	772	810	878	953

(出典：厚生労働省人口動態調査)

※ 人口動態調査における死因の分類は、世界各国と同様に WHO の勧告に準拠して適用している。平成 6 年以前は、WHO の勧告が中皮腫と他の死因を合わせた区分となっていたため、「中皮腫」のみの統計はない。

石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災補償状況

年度	～54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
石綿にさらされる業務による肺がん	18	1	2	7	4	3	7	5	8	7
石綿にさらされる業務による中皮腫	1					4	4	9	2	3
合計	19	1	2	7	4	7	11	14	10	10

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
石綿にさらされる業務による肺がん	9	10	10	9	11	9	10	15	12	23
石綿にさらされる業務による中皮腫	10	6	8	14	10	12	13	12	10	19
合計	19	16	18	23	21	21	23	27	22	42

年度	11	12	13	14	15	16	計
石綿にさらされる業務による肺がん	17	18	21	22	38	58	354
石綿にさらされる業務による中皮腫	25	37	34	56	85	128	502
合計	42	55	55	78	123	186	856

(出典：厚生労働省調べ)

※ 「石綿にさらされる肺がん又は中皮腫」が業務上の疾病の範囲を定める「労働基準法施行規則」別表第 1 の 2 に規定されたのは昭和 53 年 4 月である。

石綿ばく露による肺がん、中皮腫労災認定業種別件数(平成16年度以前全公表対象)

	事業場数	認定件数		肺がん		中皮腫	
		計	(うち死亡)	計	(うち死亡)	計	(うち死亡)
建設業 計	208	228	176	89	68	139	108
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	122	134	102	54	42	80	60
既設建築設備工事業	48	50	35	22	15	28	20
機械装置の組み立て据え付けの事業	6	6	6	1	1	5	5
その他の建設事業	32	38	33	12	10	26	23
製造業 計	233	447	374	150	120	297	254
食料費製造業(たばこ等製造業を除く)	1	1	1	0	0	1	1
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4	3	1	1	3	2
化学工業	6	7	7	4	4	3	3
ガラス又はセメント製造業	4	11	11	4	4	7	7
窯業又は土石製品製造業	53	181	154	80	67	101	87
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	6	11	9	3	2	8	7
金属材料品製造業(鋳物業を除く)	4	5	5	1	1	4	4
金属製品製造業又は金属加工業(洗滌器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びメッキ業を除く)	18	18	13	4	3	14	10
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計製造業を除く)	20	22	19	6	3	16	16
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	19	28	25	4	4	24	21
船舶製造(修理業を含む)	59	108	87	31	21	77	66
上記以外の製造業	39	51	40	12	10	39	30
交通運輸業	1	1	1	0	0	1	1
貨物取扱業	13	13	10	5	5	8	5
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	3	2	2	1	1
倉庫業、警備業、消毒及び害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1	1	1	0	0	1	1
その他の各種事業	20	46	34	25	17	21	17
合 計	479	739	599	271	212	468	387

国土交通省における過去の対応の検証(H17. 8. 26現在)

	官庁営繕施設	民間建築物	自動車
昭和47年	ILO、WHOの専門家会合でがん原性を指摘		
昭和48年	官庁営繕工事における内部仕上げ方法から石綿吹き付け材を削除		
昭和50年	鉄骨への吹き付けを除く、吹き付けアスベストの禁止、特殊健康診断の義務づけを行うなど、規制を強化。(特定化学物質等障害予防規則)		
昭和61年	クロシドライト(青石綿)の使用禁止を規定するILO石綿条約が採択。(日本の批准は平成17年8月) 学校等における吹き付けアスベストの劣化が社会問題化		
昭和62年	所管の官庁施設において石綿スレート等の使用状態では飛散するおそれのない石綿含有建材を使用しないこと等を原則化。	建築基準法に基づく告示の耐火構造の規定から吹き付け石綿を用いた構造の規定を削除。	
平成元年	石綿製品製造工場に対し、敷地境界の濃度基準を10本/辺とする規制を導入(大気汚染防止法)		
平成5年	EUにおいて青石綿、茶石綿の製造、輸入、使用等の禁止		
平成7年	クロシドライト(青石綿)及びアモサイト(茶石綿)の製造・使用等が禁止(労働安全衛生法施行規則)		
平成8年			自動車における非石綿材部品への切り替え完了報告
平成10年			自動車技術基準の国際調和の観点から、アスベストに係る保安基準を規定
平成14年	建設リサイクル法が完全施行 分別解体において特定建設資材に付着した吹き付け石綿等の事前調査を行い除去することを義務づけ		
平成16年	クリンタイル(白石綿)の製造・使用等が原則禁止(労働安全衛生法施行令)		
平成17年		建築基準法の技術的基準を定めた告示からすべての石綿含有建材の規定を削除。	
EUにおいてアスベストを全面禁止			

※平成18年までアスベストの全面禁止予定(労働安全衛生法等)

アスベスト対策の実施状況(H18.3.31現在)

		調査件数	吹付けアスベスト等の使用が確認された件数	対策の実施状況
①	鉄道駅 (旅客用スペース)	201社	20駅	全て飛散防止対策済み。
②	バスターミナル (旅客用スペース)	2,253社	4バスターミナル	2バスターミナルについては飛散防止対策済み。 他の2バスターミナルについては、ビニールによる被覆等の対策済みで、除去工事を実施中。
③	空港ターミナル (旅客用スペース)	95空港	2空港	全て飛散防止対策済み。
④	国家機関の建築物	84,215棟	698棟	310棟については飛散防止対策(封じ込め等)実施済み。 直ちに飛散による被害が発生するおそれは小さいと考えられるが、残る施設については飛散防止対策等を実施(官庁営繕部等所管の緊急に対応するものについては補正予算を計上)。
⑤	公共住宅	40,200団地 (247,401棟)	226団地 (805棟) ※この他除去済みのもの28団地	222団地については飛散防止対策(封じ込め等)実施済み。 残り4団地については、直ちに飛散するおそれは小さいと考えられるが、適切かつ迅速に対策を実施(うち、現時点で3団地は着手済、残り1団地は今後対策予定)。
⑥	民間建築物	256,025棟	11,851棟 ※この他除去済みのもの4,546棟	地方公共団体と連携して除去等の対策を推進。多数の者が利用する建築物について吹付けアスベスト等の除去等を支援するため補正予算を計上。住宅については、既存制度により支援。また、建築物における吹付けアスベスト等の使用を規制することを内容として建築基準法を改正(平成18年通常国会冒頭に一括法案として提出、2月10日公布)。

(注1)「吹付けアスベスト等」とは、吹付けアスベスト、アスベストを含有する吹付けロックウール等をいう。

(注2)①～⑥のアスベスト対策の実態調査については、逐次フォローアップをしていく予定。

(注3)⑥の吹付けアスベスト等の使用が確認された件数については調査件数256,025棟のうち、民間建築物の所有者等から202,779棟の報告があったものを基に集計したもの。

国土交通省アスベスト対策関連予算

1 平成17年度補正予算186億円○国の施設におけるアスベスト除去等（官庁営繕等）107億円

吹付けアスベスト等が露出している国の施設のうち緊急に対応する必要があるものについて、除去等の対策を実施する。

○民間建築物等におけるアスベスト除去等への支援（優良建築物等整備事業）50億円

吹付けアスベスト等が露出している民間建築物等で多数の者が利用する建築物について、吹付けアスベスト等の除去等に対し補助を行う。

○公共施設におけるアスベスト除去等（都市公園・下水道）22億円

吹付けアスベスト等が露出している施設について、緊急性の高いものから、除去等の対策を推進する。

○海上保安庁巡視船艇等におけるアスベスト除去等7億円

海上保安庁巡視船艇等において使用されているアスベストの除去等を行う。

○アスベスト除去等への低利融資の創設（環境省・経済産業省・厚生労働省と共創）

事業者によるアスベスト除去等を促進するため、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び日本政策投資銀行の低利融資制度を創設する。

2 平成18年度予算○民間建築物等におけるアスベスト除去等への支援（優良建築物等整備事業）52億円の内数

吹付けアスベスト等が露出している民間建築物等で多数の者が利用する建築物について、吹付けアスベスト等の除去等に対し補助を行う。

○住宅におけるアスベスト除去等への支援（地域住宅交付金）1,520億円の内数

住宅において使用されている吹付けアスベスト等の除去等に対し助成を行う。

○アスベスト除去等への低利融資

事業者によるアスベスト除去等を促進するため、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び日本政策投資銀行の低利融資制度を活用する。

アスベスト改修型事業の創設（優良建築物等整備事業）

1. 背景・目的

アスベストによる被害の未然防止を図るため、多数の者が利用する建築物のアスベスト対策を促進する。

2. 事業の概要

①対象地域：全国

②対象建築物

- ・ 多数の者が利用する建築物（多数の者が共同で利用する部分に限る。（付属する電気室・機械室等を含む。））
- ・ 露出して吹付けアスベスト等が施工されているもの（調査については施工されているおそれのあるもの）
- ・ 学校等の公的施設については、国による他の補助対象となっていないものに限る。

③補助内容

- ・ 対象建築物の所有者等が行う、露出して施工されている吹付け建材について、アスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用について補助

- ・ 対象建築物の所有者等が行う、吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用について補助（調査設計計画費^{※1}、附帯事務費、除去工事に必要な移転補償^{※2}等に要する費用を含む。）

※1 複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う場合を含む。

※2 特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものに限る。

④補助対象事業者

- ・ 地方公共団体、都市再生機構（直接補助：補助率1／3）
- ・ 民間事業者等（間接補助：補助率1／3）

地域住宅交付金制度の概要

1. 制度目的

地方公共団体の自主性と創意工夫を活かし、住宅の整備や居住環境整備など、地域の住宅の暮らしをトータルに支援する制度。

2. 交付対象事業の概要

① 公布期間：おおむね5年以内

② 交付対象事業

(ア) 基幹事業：公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅の整備、密集住宅市街地の整備などの地域の住宅政策のための中心的な事業。優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）および公的賃貸住宅アスベスト改修事業が平成18年2月3日に追加された。

(イ) 提案事業：地方公共団体独自の提案による、基幹事業の効果を増大する事業。地方公共団体がアスベスト除去の支援を内容とする地域住宅計画を作成する場合は、提案事業として交付金を交付することが可能。

③補助内容

- ・ 交付金は対象事業費のおおむね45%※1
- ・ 各事業への交付金の充当率を自由に決定可能
- ・ 事業の進捗に応じて、事業間・年度間で交付金の充当率を自由に調整可能

※1 公共住宅については、交付金充当後の地方負担額全額が起債対象（充当率100%）

④交付対象：都道府県・市町村区

日本政策投資銀行 生活環境整備促進事業(アスベスト対策事業)

対象事業

吹付けアスベストのある建築物の解体、廃アスベスト処理施設処理施設整備、アスベスト製造工程及びアスベストのある建築物におけるアスベストの飛散防止、アスベスト代替品の開発・導入(非整備資金を含む)

ただし、廃アスベスト処理施設については、①、②の両方を満たす事業に限る。

① 事業者が、廃棄物処理法施行令に定める処理基準に基づいて廃アスベストを適正かつ確実に処理する排出事業者であること、又は、廃棄物処理法に基づき廃アスベストを扱える処分業の許可を取得(見込みを含む)している廃棄物処理業者であること。

② 以下のいずれかに該当する施設であること

- 1) 最終処分場
- 2) 溶融施設
- 3) セメント焼成炉
- 4) セメント固化施設
- 5) 新たに開発されたアスベスト処理技術を取り入れた施設

ただし、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の許可が必要な施設についてはその許可を取得しており、かつ、廃アスベストを扱える場合に限る。

融資の条件

金利	政策金利Ⅲ
融資比率	50%

その他

出資比率 : 原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする

中小企業金融公庫 環境対策資金(アスベスト関係)

対象者

次のいずれかに当てはまる者

- a. 大気汚染防止法に規定する特定粉じん(以下「アスベスト」という。)を発生又は飛散させる者(既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行う者及びアスベスト廃棄物の処理を行う者を含む。)
- b. アスベスト代替製品を開発し、製造し、又は導入する者

対象資金

- ① 上記aに該当する者が、アスベストの発生又は飛散の防止のために必要と認められる設備資金及び長期運転資金(アスベストを処理する場合に限る)
- ② 上記aに該当する者が、既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行うために必要とする設備資金及び長期運転資金(アスベストを処理する場合に限る)
- ③ 上記bに該当する者が、アスベスト代替製品を開発し、製造し、又は導入するために必要と認められる設備資金及び長期運転資金

融資の条件

融資限度	直接貸付 7億2千万円以内 (うち、長期運転資金2億5千万円以内)
	代理貸付 1億2千万円以内
融資利率	基準利率
	ただし、4億円を限度として特別利率
融資期間	設備資金 15年以内(うち据置2年以内)
	運転資金 7年以内(うち据置2年以内)

担保条件など

無担保特例	: 一定の要件を満たす場合には、5千万円を上限として担保の免除が受けられる
担保不足特例	: 8千万円を上限として融資額の75%を限度に担保の免除が受けられる
保証人特例	: 一定の要件を満たす場合には、経営責任者の個人保証の免除が受けられる

国民生活金融公庫 環境対策資金(大気汚染関連)

対象者

- 1 大気汚染防止法第2条1に規定するばい煙、揮発性有機化合物または同法第17条に規定する特定物質を排出する者
- 2 大気汚染防止法第2条第9項に規定する特定粉じん(アスベスト)の飛散を防止する者など
 - ① アスベストを使用した建築物を所有している者または借りている者
 - ② アスベストを除去する建設工事業、アスベストを処理する産業廃棄物処理業を営む者など
 - ③ アスベスト製品製造業を営む者、現在アスベスト含有製品を使用している者など

対象資金

- 1 上記1に該当する者が、ばい煙、揮発性有機化合物などの防止設備を取得するための設備資金
- 2 上記2に該当する者が、アスベストの除去などを行うために必要な資金
 - ① 上記2①に該当する者が、既存建築物のアスベストの除去、封じ込めなどを行うために必要な設備資金および運転資金
 - ② 上記2②に該当する者が、アスベストの飛散防止、処理などのために必要な設備資金および運転資金
 - ③ 上記2③に掲げる者が、アスベスト代替製品を開発、製造、導入するために必要な設備資金および運転資金

融資の条件

融資限度	7, 200万円以内(うち運転資金4, 800万円以内)
返済期間	【設備資金】 15年以内 <据置期間2年以内> 【運転資金】 5年以内(特に必要な場合7年以内) <据置期間1年以内(特に必要な場合2年以内)>
利率	特利 C

担保条件など

保証人、担保(不動産、有価証券等)などについては、要相談

石綿による健康等に係る被害の防止のための 大気汚染防止法等の一部を改正する法律の概要

環境省
総務省
国土交通省

1. 趣旨

「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）のうち、「今後の被害を未然に防止するための対応」として必要となる法律を一括して改正。

2. 骨子

（1）大気汚染防止法の一部改正〔環境省〕（別紙1）

アスベストを使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

（2）地方財政法の一部改正〔総務省〕（別紙2）

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方債の起債の特例対象とする。

（3）建築基準法の一部改正〔国土交通省〕（別紙3）

建築物における健康被害を防止するため、吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等の使用を規制する。

（4）廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正〔環境省〕（別紙4）

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

大気汚染防止法改正の概要

アスベストを使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

1. 背景

- 現行の大気汚染防止法では、解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止対策として、建築物の解体等の作業のみが規制対象とされている。
一方、工場のプラントなどの、建築物に該当しない工作物の解体等の作業については、規制対象とされていない。

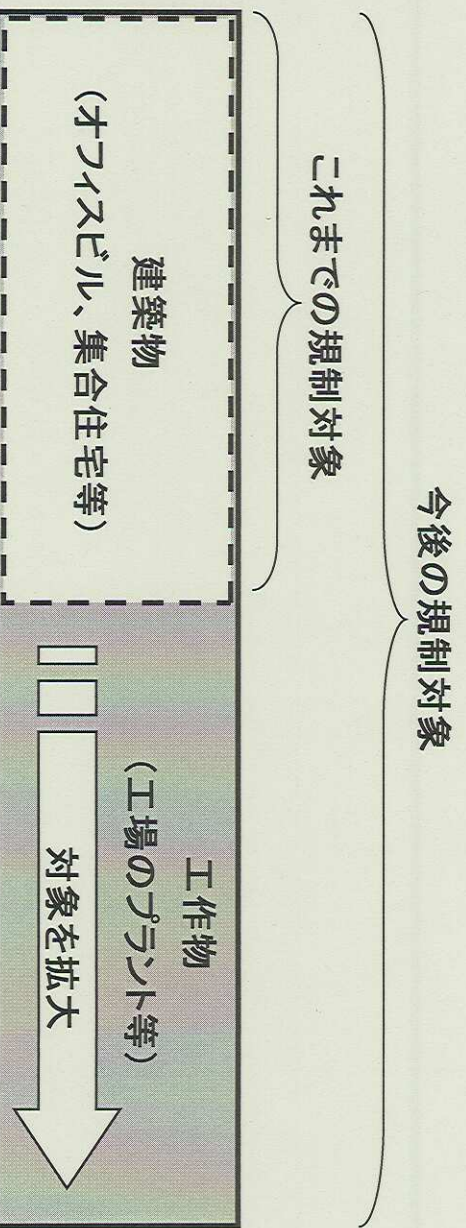
- このため、今後、飛散性のアスベスト建材が使用されている工作物の解体等の作業に伴い、大気汚染が問題化する懸念がある。また、同種の施設（建築物に付設された煙突と工作物に付設された煙突など）の間に不合理な規制格差が生じることとなる。

2. 概要

- アスベストを使用している工作物の解体等の作業を、大気汚染防止法の規制対象に追加する。

これにより、建築物の解体等の作業と同様に、都道府県知事への事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守などが義務づけられることとなる。

＜＜参考＞＞規制強化の概念図



地方財政法改正の概要

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方財政法第5条に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるよう、特例規定を設ける。

1. 背景

○ 現行の地方財政法では、公共施設等の解体やアスベスト建材の撤去のみの事業や飛散防止のための応急事業は、地方財政法第5条第5号の「建設事業費」に該当しないものと解されており、地方債をもって財源とすることはできないこととされている。

○ これらの工事は、人の健康又は生活環境に係る被害の防止のため緊急に対応することが必要であるが、地方債で財源措置が行えない場合、財源が確保されないことから実施が困難となる地方公共団体が発生することが想定される。

2. 概要

○ 地方公共団体が公共施設等の解体やアスベスト建材の除去を行う場合、地方財政法第5条第5号の「建設事業費」に該当しない場合であっても地方債をもって財源とすることができるとする。

建築基準法改正の概要

アスベストによる健康被害が生じないよう、建築物におけるアスベストの使用を規制するための改正を行う。

1. 背景

- 吹付けアスベストなど、アスベストを飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれ。
- このため、今後、アスベストの飛散による健康被害が生じないよう、建築物におけるアスベストの使用に係る規制を導入する。

2. 概要

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散のおそれのあるものの使用を規制する。

【規制の効果】

- ① 増改築時における除去等を義務づけ
- ② アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施
- ③ 報告聴取・立入検査を実施
- ④ 定期報告制度による閲覧の実施

(参考) 吹付けアスベスト等の実態調査

○ 民間建築物	13, 099 棟	(12 月 19 日現在)
○ 社会福祉施設	245 施設	(11 月 29 日現在)
○ 病院	324 施設	(11 月 29 日現在)
○ 学校施設等	771 施設	(11 月 29 日現在)
○ 公共建築物	6, 617 施設	(11 月 29 日現在)

廃棄物処理法改正の概要

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

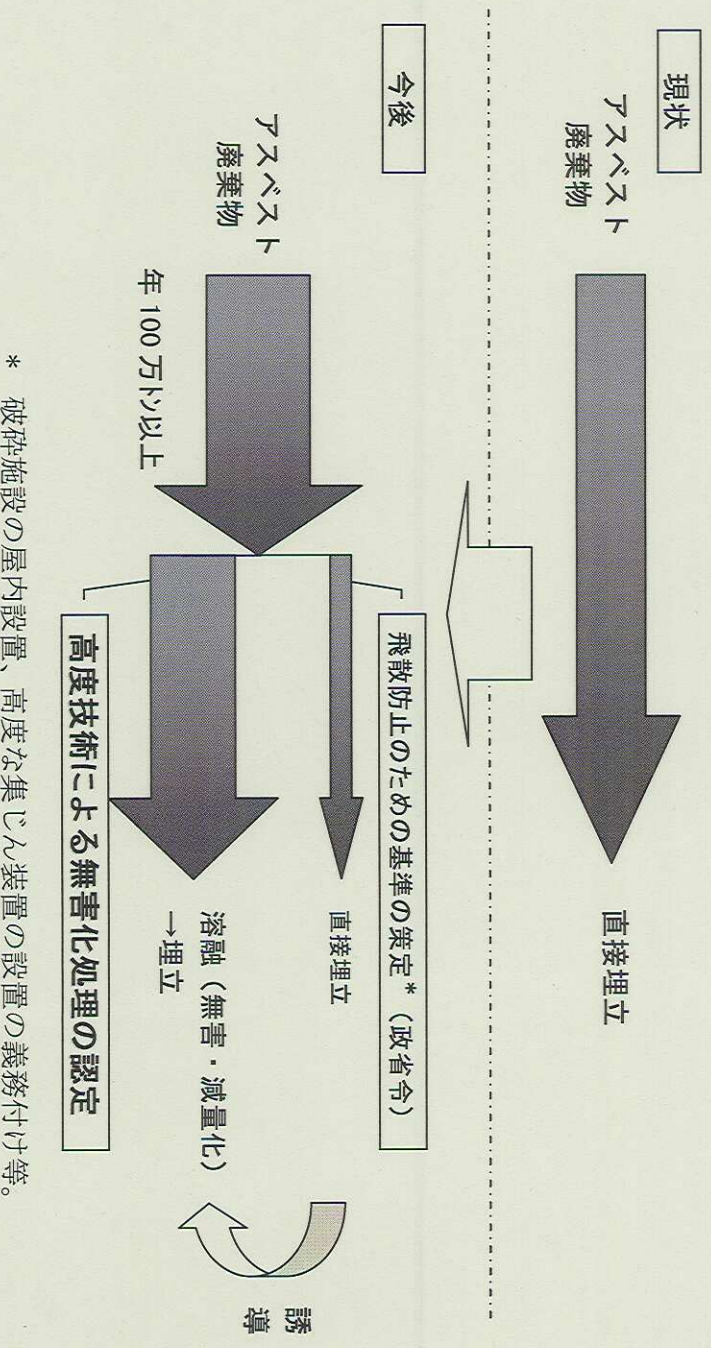
1. 背景

- 建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物（スレート等アスベスト含有建材、吹付けアスベスト、アスベスト含有家庭用品）が、今後大量に発生*。
- * ストック量約 4000 万トン、年間排出量 100 万トン以上。
- 住民不安を背景とした処分場での受入忌避に加え、今後予定している処理基準の強化*等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。
- * 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。
- これを安全かつ円滑に処理するために、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルート*の確保が必要。
- * 既存の溶融炉等の民間施設を活用すれば、滞留するアスベスト廃棄物を処理可能。

2. 概要

- アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化処理」について、国が、個々の施設の安全性を確認して認定*することにより、促進・誘導。
- * 個々の業及び施設設置の許可なしに、処理の実施を可能とする。

【参考例：スレート等アスベスト含有建材の処理フロー】



(財)日本建築センターによる建設技術審査証明

建設技術審査証明は、建築物等の各種の技術に関し、民間で開発された様々な新しい技術について第三者機関として日本建築センターが中立的立場から審査・証明を行うもの。

アスベストの除去工法および封じ込め工法については、下記の審査項目について試験結果等を基に審査委員会等により審議され証明が行われており、工事を受注する際に所定の技術を有することの証明に活用されている。

審査対象と証明件数

○ 除去工法(22件)

既存の建築物に施工されたアスベスト含有吹付け材を安全に除去する技術

○ 封じ込め工法 (4件)

既存の建築物に施工されたアスベスト含有吹付け材を安全に封じ込める技術

審査項目

○ 除去工法については、主として次の3項目について技術審査を実施

1. 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中のアスベスト繊維の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
2. 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中のアスベスト繊維の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
3. 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある各種の事態を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

○ 封じ込め工法については、主として次の4項目について技術審査を実施

1. 所定の性能を有する粉じん固化剤(飛散防止処理剤)を使用して吹付けアスベストを封じ込めることにより、吹付けアスベストからアスベスト繊維の飛散を防止し、既存の建築物利用者の安全を確保する。
2. 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中のアスベスト繊維の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する
3. 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気1リットル中のアスベスト繊維の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
4. 封じ込め工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある各種の事態を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術
(除去工法)

既存の建築物に施工されたアスベスト含有吹付け材をアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮しながら、安全に除去する技術です。

No.	審査証明番号 (審査証明年月日)	技術の名称	会社名
1	保全審査証明第9006号 (1990.7.27) (1995.7.27)更新 (2000.7.27)更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「AG Rシステム(除去工法)」	(株)エービーシー商会
2	保全審査証明第9007号 (1990.9.28) (1995.9.28)更新 (2000.9.28)更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「ベ ストクリン工法(除去工法)」	協和産業(株)
3	保全審査証明 第9008号 (1990.9.28) (1995.9.28)更新 (2000.9.28)更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「NE 式アスベスト除去工法」	(株)日栄
4	保全審査証明第9009号 (1990.9.28) (1995.9.28)更新 (2000.9.28)更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「ア スシール除去工法」	菊水化学工業(株) 日本トリート(株)
5	保全審査証明第9010号 (1990.9.28) (1995.9.28)更新 (2000.9.28)更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「メイ セイEPA工法(除去工法)」	明星工業(株)
6	保全審査証明第9012号 (1990.11.14) (1995.11.14)更新 (2000.11.14)更新	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「AS P工法(除去工法)」	清水建設(株)
7	BCJ-審査証明-1 (2001.2.7)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「NA Cシステム(除去工法)」	(株)サン・グリーン
8	BCJ-審査証明-8 (2001.10.17)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「A. S. A. システム(除去工法)」	(株)オーシャンテック
9	BCJ-審査証明-9 (2001.10.17)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「ケミ カルASR工法(除去工法)」	ムライケミカルパット(株)
10	BCJ-審査証明-10 (2001.10.17)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「テク トリカ工法(除去工法)」	神東塗料(株)
11	BCJ-審査証明-14 (2002.1.27)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術 「SAAシステム(除去工法)」	シヨーボンド建設(株)
12	BCJ-審査証明-31 (2003.5.18)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「JIC アスベスト除去工法」	日本インシュレーション(株)

No.	審査証明番号 (審査証明年月日)	技術の名称	会社名
13	BCJ-審査証明-32 (2003.5.18)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「JET・MANSシステム(除去工法)」	東京トリムテック(株)
14	BCJ-審査証明-38 (2003.9.17)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「ヤマトアスベスト撤去工法(除去工法)」	野村興産(株)
15	BCJ-審査証明-53 (2004.5.18)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「TSシステム工法(除去工法)」	田中石灰工業(株)
16	BCJ-審査証明-61 (2005.2.1)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「エスポワール工法(除去工法)」	(株)エスポワール
17	BCJ-審査証明-62 (2005.2.23)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「コンステックAG-システム(除去工法)」	(株)コンステック
18	BCJ-審査証明-63 (2005.2.23)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「J・P・システム(除去工法)」	(株)エーアンドエーマテリアル 東京トリムテック(株) ナイガイ(株) ニチアス(株) (株)ノザワ (株)ゼネラルエンジニアリング 日東紡績(株)
19	BCJ-審査証明-64 (2005.2.23)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「アステクターAS工法(除去工法)」	(株)テクネット
20	BCJ-審査証明-65 (2005.2.23)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「アックシステム(乾式)(除去工法)」	北海道バイグライン工業(株) 北海道川重建機(株) 住友商事(株)
21	BCJ-審査証明-101 (2006.3.25)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「NSクリーンシステム(除去工法)」	エヌエス環境(株)
22	BCJ-審査証明-102 (2006.3.25)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「MP工法(除去工法)」	(株)マルコオ・ポーロ化工

吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術
(封じ込め工法)

既存の建築物に施工されたアスベスト含有吹付け材をアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮しながら安全に封じ込める技術です。

No.	審査証明番号 (審査証明年月日)	技術の名称	会社名
1	BCJ-審査証明-39 (2003.12.6)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「コン ステックAG-Fシステム(封じ込め工法)」	(株)コンステック
2	BCJ-審査証明-40 (2003.12.6)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「J・ P・システム(封じ込め工法)」	(株)エーアンドエーマテリアル 東京トリムテック(株) ナイガイ(株) ニチアス(株) (株)ノザワ (株)ゼネラルエンジニアリング 日東紡績(株)
3	BCJ-審査証明-41 (2003.12.6)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「ベ ストクリン工法(封じ込め工法)」	協和産業(株)
4	BCJ-審査証明-42 (2003.12.6)	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術「AG Rシステム(封じ込め工法)」	(株)エービーシー商会

平成18年3月31日

石綿(アスベスト)除去に関する費用について

平成17年7月から平成17年12月の半年間における、施工実績データ(別紙)より算出。

吹き付けアスベスト処理費用(1㎡あたり単価)の目安としてはおおよそ以下の通りである。

(仮設、除去、廃棄物処理費等全ての費用を含む)

1. アスベスト処理面積300㎡以下の場合
20千円/㎡ ～ 80千円/㎡
2. アスベスト処理面積300㎡～1,000㎡の場合
15千円/㎡ ～ 55千円/㎡
3. アスベスト処理面積1,000㎡以上の場合
10千円/㎡ ～ 25千円/㎡

備考

・アスベストの処理費用は状況により大幅な違いがある。
(部屋の形状、天井高さ、固定機器の有無など、施工条件により、工事着工前準備作業・仮設などの程度が大きく異なる。
・特にアスベスト処理費用300㎡以下の場合には、処理面積が小さいだけに状況の違いが単価に大きく影響している。
・処理費用の目安としては、別紙施工実績データから処理件数上下15%をカットして算出している。

※今後の処理費用は情勢により、変動が予想される。

【(社)建築業協会調べによる。】

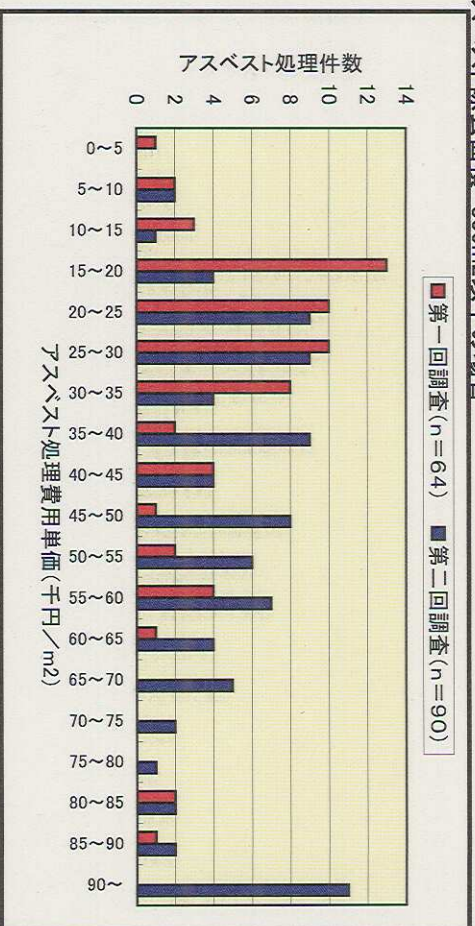
●石綿(アスベスト)処理費用の過去実績データ

【(社)建築業協会の調査による】

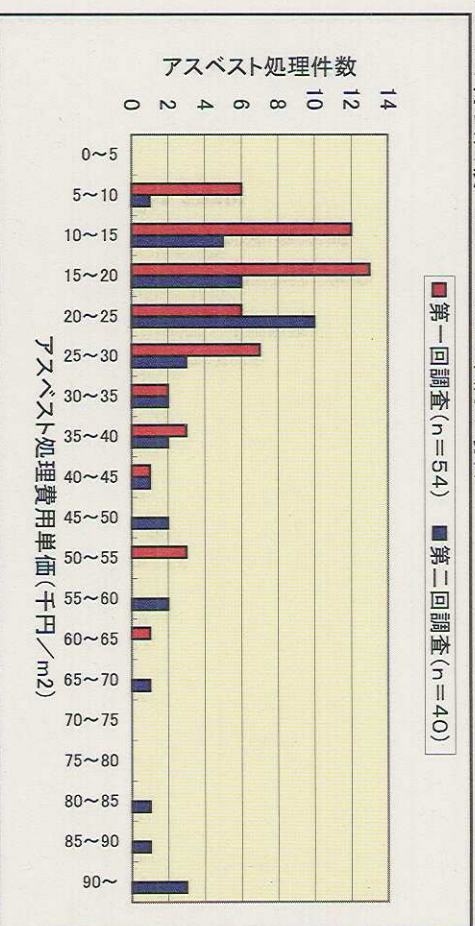
第一回調査:過去3年間で(H17.6まで)の施工実績データ。

第二回調査:H17.7~H17.12の施工実績データ。

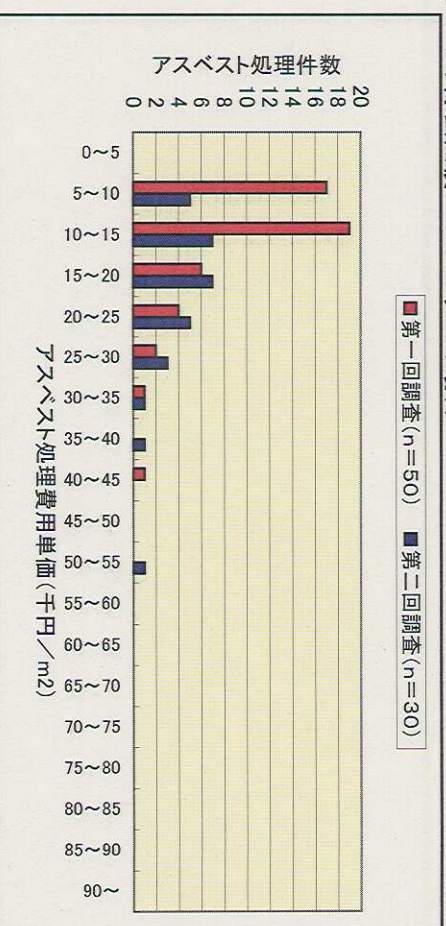
1)アスベスト除去面積 300m2以下の場合



2)アスベスト除去面積 300~1000m2未満の場合



3)アスベスト除去面積 1000m2以上の場合



平成18年3月31日
国土交通省

石綿に関する行動計画の進捗状況について

1. 目的・経緯

今後のアスベスト被害を拡大しない対応の一つとして、建設業における石綿に関する行動計画の作成、報告を求め、昨年12月27日に進捗状況を公表したところであるが、今般、進捗状況を把握しましたので公表します。

2. 依頼内容

1. 依頼対象

(社) 日本建設業団体連合会	(社) 日本土木工業協会
(社) 建築業協会	(社) 全国建設業協会
(社) 日本建設業経営協会	(社) 全国中小建設業協会
(社) 住宅生産団体連合会	(社) 全国解体工事業団体連合会
(社) 建設産業専門団体連合会	(社) 日本空調衛生工事業協会
(社) 日本電設工業協会	

2. 依頼項目

- (1) 関係法令の遵守の周知徹底のための行動計画の作成
- (2) 健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底のための行動計画の作成

3. 行動計画の進捗状況

(1) 関係法令の遵守の周知徹底のための行動計画の概要

- (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の講師100名を養成した。
- (社) 住宅生産団体連合会が、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の講師47名を養成した。
- (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、施工管理者等約2,100名を対象とした説明会を全国9ヶ所にて開催した。
- 主として(社) 全国建設業協会、専門工事業者団体が、講習会を実施、若しくは、建設業労働災害防止協会等他団体が実施する講習会に参加し、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の受講者約99,000人を養成した。
(前回12月公表時点より、約42,000人増加した。)
- (社) 住宅生産団体連合会が、低層住宅石綿取扱ガイドを約14,600部作成し会員に配布した。
- 各団体が、ポスター約55,000枚、手帳30,000部を会員に配布し周知徹底を図った。
- 各団体が、ホームページ及び機関誌等に情報を掲載するとともに、各団体の傘下会員等に機関誌等を配布し周知徹底を図った。

(2) 健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底のための行動計画の概要

- (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、健康管理手帳制度に関するポスターを約10,000部作成し会員に配布した。
- 各団体が、ホームページ及び機関誌等に情報を掲載し、各団体の傘下会員等に機関誌等を配布し周知徹底を図った。

3. 当省の今後の対応

なお、当省としては、今後とも関係省庁や関係団体等と連携をとりながら所要の支援、フォローアップを行ってまいります。

アスベストによる健康被害等の状況に関する調査

事業	調査の依頼先	調査対象 事業者等数	回答数 (注1)	従業員の疾病者数(注 5)	うち死亡者数(注 6)	家族等の疾 病者数(注2)
建設業	(社)日本建設業団体連合会	161	161	5	3	0
	(社)日本土木工業協会					
	(社)建築業協会					
	(社)全国建設業協会	26,370	11,025	8	4	0
	(社)全国解体工事業団体連合会	1,650	1,650	0	0	0
	(社)全国中小建設業協会	826	630	0	0	0
	(社)建設産業専門団体連合会	56,467	13,754	6	3	0
	(社)住宅生産団体連合会	1,174	842	0	0	0
	(社)日本空調衛生工事業協会	6,868	3,437	8	6	0
	(社)日本電設工業協会	406	171	2	2	0
	(社)日本鉄道車輛工業会	38	38	23	16	0
	信号工業協会	16	16	0	0	0
	(社)日本鉄道電気技術協会	11	11	0	0	0
	鉄道分岐器工業協会	7	7	0	0	0
鉄道車両等 製造業	日本索道工業会	4	4	0	0	0
	その他の鉄道車両等製造業者	3	3	3	2	0
	鉄軌道事業者	201	201	8	7	0
	旅客自動車 運送事業	(社)日本バス協会	2,235	2,013	0	0
		(社)全国乗用自動車連合会	6,633	6,437	0	0
	貨物自動車運送事業	(社)全日本トラック協会	51,364	272	2(注4)	2(注4)
	自動車整備事業	(社)日本自動車整備振興会連合会	85,948	85,948	9	4
海運事業	(社)日本船主協会	104	97	8	5	0
	(社)日本外航客船協会	9	9	0	0	0
	(社)日本旅客船協会	621	385	0	0	0
	日本内航海運組合総連合会	3,235	809	0	0	0
	(社)日本造船工業会	19	19	71	58	0
	(社)日本中小型造船工業会	466	466	0	0	0
	(社)日本造船協力事業者団体連合会	1,498	1,371	13	12	0
造船業(注5)	その他造船事業者	4	4	18	14	0
	(社)日本船用工業会	201	168	6	4	0
	(社)日本舟艇工業会	35	35	0	0	0
	(社)日本船舶電装協会	382	224	1	1	0
	(社)日本船用機関整備協会	730	292	0	0	0
	(社)大日本水産会	16(注3)	16(注3)	1	1	0
	港湾運送事業	(社)日本港湾協会	1,454	1,294	5	2
航空関係	(社)全日本航空事業連合会	72	67	0	0	0
	その他の航空運送事業者等	25	17	0	0	0
	(社)全国空港ビル協会	53	53	0	0	0
	その他の空港ビル会社等、空港会社	42	42	0	0	0
	(社)全国空港給油事業協会	38	37	0	0	0
	(財)空港環境整備協会	1	1	0	0	0
	(財)航空保安協会	1	1	0	0	0
倉庫事業	(社)日本倉庫協会	2,668	1,730	2	1	0
	(社)日本冷蔵倉庫協会	1,416	447	0	0	0
	全国トラックターミナル協会	18	18	0	0	0
貨物利用 運送事業	(社)全国通運連盟	460	309	2(注4)	2(注4)	0
	(社)航空貨物運送協会	124	51	0	0	0
	(社)日本イターナショナルトラクター協会	322	237	0	0	0
合計	—	254,396	134,819	196(注4)	131(注4)	0

注1) 調査対象事業者等の中で、公表時点で有効な回答があった数です。建設業については平成17年12月27日、造船業については平成17年9月27日、その他は平成17年8月26日に公表した調査結果です。

注2) 当該事業に際してアスベストにより疾病したと思われる方の人数です。

注3) 造船関係の数値は、漁業を所管する農林水産省が(社)大日本水産会の傘下団体単位で集計したものです。

注4) 同一の方が、貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業の両方に計上されています。合計では重複分を除いています。

注5) 全国建設業協会回答分と3名(うち死亡2名)が重複しています。(合計では重複分は除く。)

(連絡先)

国土交通省海事局船員労働環境課

常盤、岩下

TEL 03-5253-8111 内線 45256

社会保険庁運営部医療保険課

秋田谷

TEL 03-5253-1111 内線 3606

船員であった者に対する健康管理制度（無料健康診断制度）の導入について

平成17年10月28日

国土交通省海事局
社会保険庁

平成17年7月29日に開催された「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」において、船員であった人への過去の被害に対する対応として、平成17年中に健康管理制度（無料健康診断を含む）を導入することとしたところである。

今般、船員であった者に対する健康管理制度を導入し、本年12月15日から実施することとしたところである。
概要は以下のとおり。

1. 制度概要

船内において石綿を取り扱う業務等に従事したことにより、健康被害を受けた者に対して健康管理手帳を交付し、手帳交付後は指定された医療機関において年2回の無料健康診断を実施することにより、健康被害を受けた者の健康管理を行うものである。

2. 対象者

船内において石綿を取り扱う業務等に従事していた船員（船員法第1条の船員）であった者で、胸部エックス線写真等により石綿被曝等に係る一定の所見があると専門の医師により診断された者

3. 申請書類

- ①申請書
- ②石綿を取り扱う業務に従事していたことを証明する船舶所有者等の証明書
- ③胸部エックス線写真等
- ④③の胸部エックス線写真等により石綿被曝等に係る一定の所見（不整形陰影又は胸膜肥厚）がある旨の医師（労災病院等の医師）の診断書等

4. 受付窓口

国土交通省海事局船員労働環境課（郵送による申請の場合）又は各地方運輸局等の窓口

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日：基金の創設

救済給付・特別遺族給付金の支給

事業者からの費用徴収

※ 制度全体について5年後に見直し。

平成18年2月10日

平成18年3月27日

平成19年4月1日

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

事業者

- ①全事業主
※労働保険徴収システムを活用
- ②一定の要件に該当する事業主（石綿との関連が深い事業主）から追加費用を徴収

国

- 平成17年度補正予算により基金に拠出
- 基金創設時の事務費の全額及び平成19年度以降には事務費の1/2を負担

地方公共団体

- 国の基金への費用負担の1/4に相当する金額を平成18年度以降一定期間で基金に拠出

石綿健康被害救済基金

（独）環境再生保全機構に設置

石綿に起因する指定疾病

- ・中皮腫
- ・肺がん

救済給付

- ・医療費（自己負担分）
- ・療養手当（103,870円／月）
- ・葬祭料（199,000円）
- ・特別遺族弔慰金（2,800,000円）・特別葬祭料（199,000円）（法施行前の死亡者の遺族に対する救済給付）

労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

〔特別遺族給付金の支給〕

- ①対象者：指定疾病等により死亡した労働者（特別加入者を含む。）の遺族であって、時刻により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

- ②給付額：特別遺族年金 原則240万円／年

※ 特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。

- ③財 源：労働保険特別会計労災勘定から負担する。

石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

— そのためにすること一覧 —



事前の手続き等

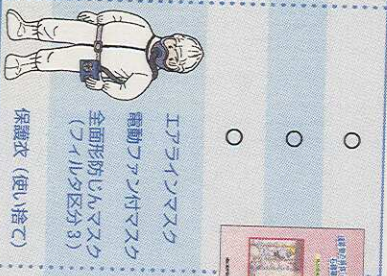
事前調査の実施・結果保管（30年保管）	<石綿則第3条>
作業計画の作成・周知	<石綿則第4条>
「工事計画書」 （14日前までに労働基準監督署長宛て提出）	<安衛法第88条第4項>
「特定粉じん排出等作業届出書」 （14日前までに都道府県知事宛て提出）	<大防法第16条の15>
「建築物解体等作業届」 （作業前に労働基準監督署長宛て提出）	<石綿則第5条>



（耐火）準耐火建築物の除去作業	○	○	○
（除去／封じ込め／囲い込み作業）	○	○	○
（耐火／準耐火建築物以外の除去作業）	○	○	○
（除去／封じ込め／囲い込み作業）	○	○	○
（除去作業）	○	○	○

作業員の健康を守るために

特別教育の実施 （対象：解体等作業従事者全員）	<石綿則第27条>
石綿作業主任者の選任	<石綿則第19条>
健康診断の実施、記録の30年保管	<石綿則第40条、第41条>
保護員	<石綿則第14条>
（使い捨てマスクは使用してはいけません！）	<石綿則第14条>
保護衣・作業衣	<石綿則第14条>



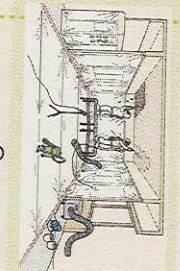
石綿粉じんを飛散させないために

「解体等作業に関するお知らせ」の掲示 （周辺住民から見やすい位置） <大防則第18条の4、基安発第0802001号通過（平成17年）>	○
立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示 <石綿則第16条、第33条、第34条>	○
休憩室の設置、洗顔／洗身／うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 <石綿則第26条、第31条>	○
作業方法 石綿含有建材の湿潤化 作業場の清掃（毎日） <石綿則第13条> <石綿則第30条>	○



作業方法	作業場所	作業時間	作業人数	作業内容	作業結果
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○

作業方法	作業場所	作業時間	作業人数	作業内容	作業結果
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○



廃棄物の適正処理

廃棄物の種類	<廃棄物処理法第12条の2、第12条の3>
廃棄物処理方法 （廃棄物処理業者に処理委託する場合は 処理委託契約締結・モニタリング管理等） 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 事前通知、帳簿備付 <廃棄物処理法第12条の2>	○



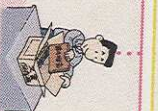
特別管理産業廃棄物 （廃石綿等） <廃棄物処理法第1条の2>	○
2 重梱包／コンクリート固化し 溶融又は管理型／遮断型埋立処分 <廃棄物処理法第6条の5、石綿則第32条>	○

保管材：特別管理産業廃棄物（廃石綿等） 断熱材・耐火被覆材： 特別管理産業廃棄物（廃石綿等） <特別管理産業廃棄物（廃石綿等）>	○
2 重梱包／コンクリート固化し 溶融又は管理型／遮断型埋立処分 <特別管理産業廃棄物（廃石綿等）>	○

産業廃棄物 （ガラス・コンクリート等） <産業廃棄物処理法第12条の2>	○
（処理委託契約締結・モニタリング管理） 「特別管理産業廃棄物」として <特別管理産業廃棄物（廃石綿等）>	○

記録等

作業環境測定及び記録の30年保管 （常時取扱う屋内作業場、6ヶ月以内ごとに1回） <石綿則第36条、労働安全衛生法第65条（昭和35年）、労働安全衛生法第79号（昭和35年）、基安発第0331017号（平成17年）>	○
作業の記録及び30年保管 <石綿則第35条>	○



※1 廃字は法令上の廃止事項、新字は追加・改正事項。
※2 安衛法：労働安全衛生法、石綿則：石綿障害予防規則、大防法（旧）：大気汚染防止法（施行規則）、廃棄物処理法（令・則）：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（施行令・施行規則）

各種問い合わせ先

項目	問い合わせ機関	電話
吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術審査証明について	(財)日本建築センター 東京都港区虎ノ三丁目2番2号 第30森ビル	03-3434-7163
含有建材のアスベストの分析に係る講習について	(社)日本作業環境測定協会 精度管理センター 東京都江東区扇橋芝1丁目21番25号	03-5653-9897
建材中のアスベスト含有率分析及び気中のアスベスト濃度の測定について	(財)建材試験センター 東京都中央区日本橋茅場町2-9-8 友泉茅場町ビル	048-935-1994
労災補償の対象とならない方に対する救済給付について	(独)環境再生保全機構 神奈川県川崎市幸区大宮町13-10 ミューザ川崎セントラルタワー9階	0120-389-931

工事現場におけるアスベスト建材の識別資料 (「目で見えるアスベスト建材」)について

1. 概要

○アスベストの飛散・ばく露防止及び適正処分のため、
工事現場においてアスベスト建材を容易に識別できる
ようにすることを目的。

○建築物の部位ごとに使用されているアスベストのうち、
代表的なものを写真により取りまとめた。(別添参照)

2. 今後の予定

○資料を積極的に活用してもらうため、ホームページに
掲載し広く周知を図る。(関係建設業団体による印刷、
配布等、本資料については自由に使用してもらう)

アスベスト調査に係る情報についての重要事項説明への追加について

総合政策局不動産業課

１．背景

アスベスト問題については、政府全体で被害の実態把握、被害の拡大防止、国民の不安への対応等を一体的に検討しており、緊急に取り組むべき課題として、昨年１２月２７日に「アスベスト総合対策」がとりまとめられ、その中で、「宅地建物取引業法上、アスベスト調査に関する事項を取引の際の重要事項説明の対象とすること」についての検討を行うこととされた。

２．具体的施策

宅地建物取引業法第３５条第１項第１２号の規定に基づく宅地建物取引業法施行規則第１６条の４の２を改正し、宅地建物取引業者が契約の成立前までに購入者等に対して行わなければならない重要事項説明として、建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容を説明することを新たに規定した。

(※ ３月１３日公布、４月２４日施行)

さらに、省令の施行に向けて、今回の改正内容を周知徹底し、その円滑な施行を図るため、３月１７日付けで業界団体等に対し当該改正の施行通知を发出するとともに、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」に改正内容に関する事項を追加した。

アスベストと不動産の鑑定評価

土地・水資源局地価調査課

1. 鑑定評価とアスベスト

不動産の資産価値につき、的確な情報を提供するためには、アスベスト等有害物質の使用状況等についても、その価格への影響を適正に把握し、不動産の鑑定評価の実務に反映させていく必要がある。不動産鑑定士が鑑定評価を行う際の統一基準である「不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）」には、こうした観点から、その運用上の留意事項に、「アスベストの使用の有無及び飛散防止等の措置の実施状況」に特に留意すべき旨明記されている。

2. 現状と課題

昨年夏以降のアスベストに対する国民の不安の高まりと不動産市場の受け留め方を十分踏まえ、今後は、より慎重にアスベストの使用状況、除去等の費用について、不動産の価格への影響を鑑定評価に反映していく必要がある。このことにより、不動産の価値を左右しうる事項について、よりの確に調査が行われ、正しい情報が国民に普及されることを促すことにも資する。

3. 取組みの状況

「アスベストと鑑定評価に係る検討委員会（座長：廣田裕二、（財）日本不動産研究所環境プロジェクト室長）」を設置し、本年1月に第1回会合を開催し、検討に着手した。

今後、関係省庁等の調査・対策の進展も踏まえつつ、実務レベルで必要な検討を行い、夏を目途に、鑑定評価実務上の基本的考え方や今後の方向性等について、中間取りまとめを行い、情報の普及に努めることとしている。

（第1回委員会の主な内容）

1月26日に開催した初回委員会においては、石綿に係る鑑定評価実務上の主な課題を確認するとともに、石綿の専門家から、不動産の種類等別にみた石綿の使用状況・使用部位等について一般的な可能性を確認し、さらに吹付け石綿に対する措置とその費用の現状・問題点について聞き取りを行った。

（今後の予定）

第2回：4月12日：専門家及び不動産鑑定士によるアスベストに係る調査のあり方

第3回：夏目途：鑑定評価における基本的考え方、今後の方向性等（中間取りまとめ）

アスベスト対策部会の建議を受けた今後の予定

資料-5

社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会を設置(8月)
9月より部会を3回開催。12月に建議としてとりまとめ

建築基準法による規制等

○飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止

①増改築時における除去、封じ込め又は囲い込みを義務づけ
※成型品、封じ込め又は囲い込みを行った吹付けアスベスト等は規制の対象外

②アスベスト繊維の飛散のおそれがある場合に勧告・命令等を実施
※吹付けアスベスト、成型品等が劣化して飛散のおそれがある場合など

③報告聴取・立入調査を実施

④定期報告制度による閲覧の実施

◇建築基準法を改正(平成18年2月10日公布)

◇公布から8ヶ月以内の施行に向けて関係政省令を整備

解体時等における飛散防止

○(解体時)関係法令遵守を徹底

○(地震発生時)応急危険度判定におけるアスベストの飛散危険性の判定

◇建設業における石綿に関する行動計画のフォローアップ、現場でのアスベスト建材の識別に役立つ資料の作成・公表等により、関係法令の遵守を徹底

◇国土交通省と関係省庁の連携により、飛散危険性の判定の実施方法を検討予定。(平成18年度)

調査・研究・技術開発等

○調査研究、技術開発の推進

○室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の検討

◇建築物室内でのアスベスト濃度の実態調査を実施。

◇平成18年度追加調査を実施する予定。

環境整備

- 吹付けアスベスト等の除去費用に対する支援制度等の整備
- 住宅性能表示制度における表示制度の整備
- 相談体制の整備、専門家・事業者の育成、普及啓発、情報提供
- 調査マニュアルの作成、調査員の研修 ➡ 詳細な実態調査

◇吹付けアスベスト等の除去費用に対する支援制度等を以下のとおり整備。

・多数の者が利用する建築物に対する補助(優良建築物等整備事業)

平成17年度補正予算によりアスベスト改修型事業を創設

補助内容:アスベスト含有の有無の調査費に対する補助

吹付けアスベスト等の除去等に対する補助

補助率:国費1/3

予算額:平成17年度補正予算50億円、18年度予算52億円の内数

・住宅に対する助成(地域住宅交付金)

助成内容:住宅の吹付けアスベスト等の除去等に対する助成

予算額:平成18年度予算1520億円の内数

・建築物に対する融資

(日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫)

平成17年度補正予算により創設

融資対象:事業者が行う吹付けアスベスト等の除去等に対する融資

◇住宅性能表示制度における表示制度の整備に向けて、以下のとおり取組。

・室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定や吹き付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みの検討に着手。

・今後、検討結果を踏まえ、住宅性能表示制度において、室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定や吹き付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備。

◇アスベスト含有建材に関するデータベースの整備について以下のとおり取組。

・建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材の情報について、データベースの整備に着手。

・今後、データベースを整備し、建設業者や建築物所有者等に対する情報提供を推進。

◇調査マニュアルを現在作成中。

参考資料

- 参考1 国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について
- 参考2 石綿除去に関する費用について
- 参考3 石綿に関する行動計画の進捗状況について
- 参考4 工事現場におけるアスベスト建材の識別資料
(「目で見るアスベスト建材」)について(別冊)
- 参考5 民間建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について
- 参考6 不特定多数の方が利用される運輸関連施設における吹き付けアスベストの処理状況について

国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について (フォローアップ)

平成18年3月31日
国土交通省大臣官房官庁営繕部

国土交通省では、アスベスト問題への当面の対応の一環として、国家機関の建築物を管理する各機関に対して、吹付けアスベスト等の使用実態について調査を依頼し、調査結果を平成17年9月29日(9月15日時点)及び12月27日(12月16日時点)に公表したところですが、その後の措置状況について、平成18年3月15日時点の調査結果を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

1. 調査概要

- 調査施設：すべての国家機関の建築物
- 調査材料：「吹付けアスベスト」及び「アスベストを含有する吹付けロクウール」
- 調査方法：設計図書、目視等を基本に調査を実施(必要に応じて分析調査を実施)

2. 調査結果概要

(平成18年3月15日時点の件数：別添参照)

- 調査対象件数(報告件数) : 84, 215棟 (100%)
- 吹付けアスベスト等が使用されている件数 : 698棟 (0.83%)
封じ込め等の飛散防止対策を実施済みの件数 : 310棟 (0.37%)
未対策の件数 : 388棟 (0.46%)
- 吹付けアスベスト等の使用が確認できていない件数 : 47棟 (0.06%)

3. 進捗状況

(平成17年12月16日時点の調査結果との比較)

- 吹付けアスベスト等の使用が確認できていない件数 : 504棟 → 47棟
- 吹付けアスベスト等が使用されている件数 : 936棟 → 698棟
うち、未対策の件数 : 611棟 → 388棟

(使用実態の把握及び除去等の飛散防止対策の推進により件数が減少)

4. 今後の対応

国家機関の建築物を管理する各機関において、吹付けアスベスト等の使用の有無の把握及び除去等の飛散防止対策が推進されており、国土交通省では、引き続き各機関に対し、除去等の対策の実施、吹付けアスベスト等の有無の把握等、必要な措置を適切に講ずるよう、保全指導・支援及び情報提供を行っていきます。

問い合わせ先：国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室 課長補佐 三ツ木浩剛
03-5253-8111 (内線 23315) 03-5253-8248 (直通)

国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査結果 (フオローアップ)

-吹付けアスベスト等^{※1}の有無及び飛散防止対策状況

	棟数	備考
調査件数(報告件数)	84,215	(100%)
うち吹付けアスベスト等が使用されている	698	(0.83%)
対策済み(封じ込め、囲い込み等)	310	(0.37%)
未対策	388	(0.46%)
うち現時点で吹付けアスベスト等の使用が確認できない	47	(0.06%)

※1 「吹付けアスベスト」及び「アスベストを含有する吹付けロックウール」をいう。

-吹付けアスベスト等の使用部位・室

使用部位・室	棟数	備考	使用部位・室	棟数	備考
居室	66	事務室など	廊下・階段	49	
倉庫・車庫	104		天井裏等	176	隠ぺい部
設備関係諸室	347		その他	104	

備考)① 1棟において、使用部位・室が複数ある場合は、各々の使用部位・室に件数を計上。
② 件数には、対策済みの棟における使用部位・室も含む。

-吹付けアスベスト等の飛散防止対策の予定

対策の実施について、
「予定あり」又は「検討中」の件数 : 409棟

備考)① 現時点で、吹付けアスベスト等の使用が確認できていない棟において、「予定あり」又は「検討中」と回答しているものを含む。
② 12月16日以降に除去または封じ込め等の対策を講じた件数(除去中、対策中の件数を含む)は除く。

平成18年3月31日

石綿(アスベスト)除去に関する費用について

平成17年7月から平成17年12月の半年間における、施工実績データ(別紙)より算出。

吹き付けアスベスト処理費用(1㎡あたり単価)の目安としてはおおよそ以下の通りである。

(仮設、除去、廃棄物処理費等全ての費用を含む)

1. アスベスト処理面積300㎡以下の場合
20千円/㎡ ～ 80千円/㎡
2. アスベスト処理面積300㎡～1,000㎡の場合
15千円/㎡ ～ 55千円/㎡
3. アスベスト処理面積1,000㎡以上の場合
10千円/㎡ ～ 25千円/㎡

備考

・アスベストの処理費用は状況により大幅な違いがある。
(部屋の形状、天井高さ、固定機器の有無など、施工条件により、工事着工前準備作業・仮設などの程度が大きく異なる、処理費に大きな幅が発生する。)

・特にアスベスト処理費用300㎡以下の場合には、処理面積が小さいだけに状況の違いが単価に大きく影響している。

・処理費用の目安としては、別紙施工実績データから処理件数上下15%をカットして算出している。

※今後の処理費用は情勢により、変動が予想される。

【(社)建築業協会調べによる。】

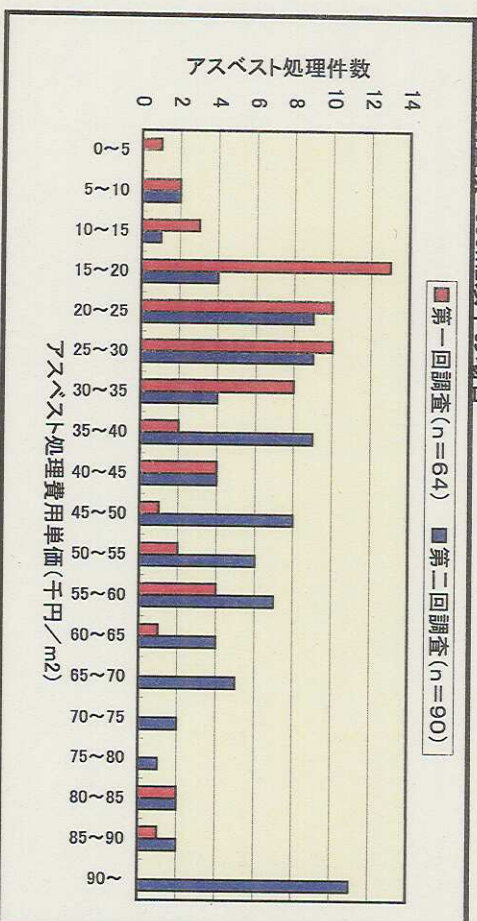
●石綿(アスベスト)処理費用の過去実績データ

【(社)建築業協会の調査による】

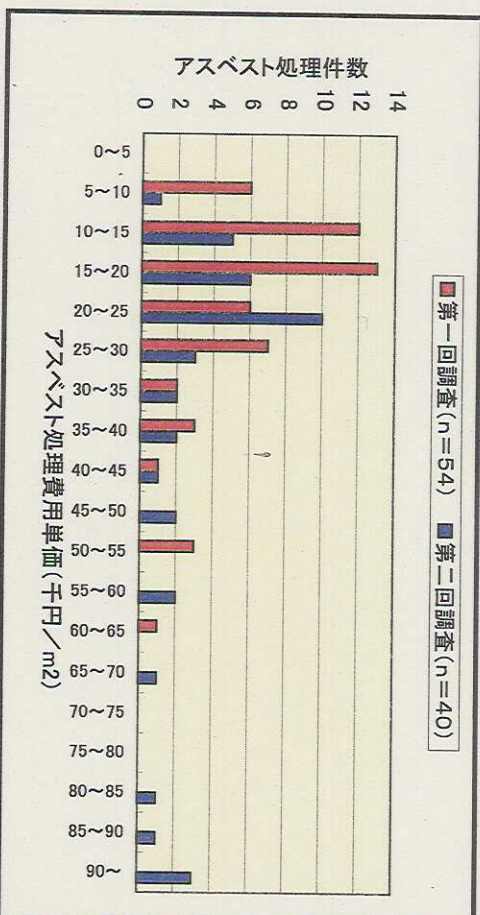
第一回調査:過去3年間(H17.6までの)施工実績データ。

第二回調査:H17.7~H17.12の施工実績データ。

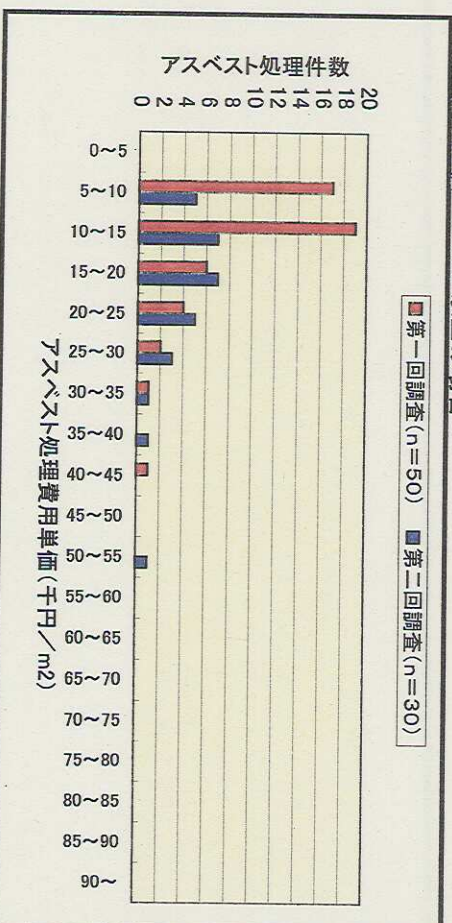
1)アスベスト除去面積 300m²以下の場合



2)アスベスト除去面積 300~1000m²未満の場合



3)アスベスト除去面積 1000m²以上の場合



平成18年3月31日
国 土 交 通 省

石綿に関する行動計画の進捗状況について

1. 目的・経緯

今後のアスベスト被害を拡大しない対応の一つとして、建設業における石綿に関する行動計画の作成、報告を求め、昨年12月27日に進捗状況を公表したところであるが、今般、進捗状況を把握しましたので公表します。

2. 依頼内容

1. 依頼対象

(社) 日本建設業団体連合会	(社) 日本土木工業協会
(社) 建築業協会	(社) 全国建設業協会
(社) 日本建設業経営協会	(社) 全国中小建設業協会
(社) 住宅生産団体連合会	(社) 全国解体工事業団体連合会
(社) 建設産業専門団体連合会	(社) 日本空調衛生工事業協会
(社) 日本電設工業協会	

2. 依頼項目

- (1) 関係法令の遵守の周知徹底のための行動計画の作成
- (2) 健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底のための行動計画の作成

3. 行動計画の進捗状況

(1) 関係法令の遵守の周知徹底のための行動計画の概要

- (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の講師100名を養成した。
- (社) 住宅生産団体連合会が、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の講師47名を養成した。
- (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、施工管理者等約2,100名を対象とした説明会を全国9ヶ所にて開催した。
- 主として(社) 全国建設業協会、専門工事業者団体が、講習会を実施、若しくは、建設業労働災害防止協会等他団体が実施する講習会に参加し、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の受講者約99,000人を養成した。
(前回12月公表時点より、約42,000人増加した。)
- (社) 住宅生産団体連合会が、低層住宅石綿取扱ガイドを約14,600部作成し会員に配布した。
- 各団体が、ポスター約55,000枚、手帳30,000部を会員に配布し周知徹底を図った。
- 各団体が、ホームページ及び機関誌等に情報を掲載するとともに、各団体の傘下会員等に機関誌等を配布し周知徹底を図った。

(2) 健康管理手帳制度や防災補償制度の周知徹底のための行動計画の概要

○ (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、健康管理手帳制度に関するポスターを約10,000部作成し会員に配布した。

○ 各団体が、ホームページ及び機関誌等に情報を掲載し、各団体の傘下会員等に機関誌等を配布し周知徹底を図った。

3. 当省の今後の対応

なお、当省としては、今後とも関係省庁や関係団体等と連携をとりながら所要の支援、フォローアップを行ってまいります。

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査結果について

平成 18 年 3 月 31 日
住宅局 建築指導課

国土交通省においては、平成 17 年 7 月 14 日及び 8 月 8 日に「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」を各地方公共団体に通知し、調査結果の報告を依頼し、このたび報告を下記のとおり取りまとめました。

1. 調査概要

- 調査対象：昭和 31 年～平成元年までに施工された民間の建築物のうち大規模（概ね 1,000 平方メートル以上）な建築物。
- 調査建材：吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロッキングウール
- 調査方法：地方公共団体から建築物所有者に報告を求めること等により実施

2. 調査結果概要（報告）※ 3 月 17 日までの都道府県からの報告件数

- | | | | |
|----------------|---|---------|---|
| 調査対象建築物数 | ： | 256,025 | 棟 |
| 所有者等からの報告数 | ： | 202,779 | 棟 |
| 露出した吹付けがある建築物数 | ： | 11,851 | 棟 |

3. 今後の対応

本調査を受けて、当面以下の対応をとることとしています。

- 報告の無かった所有者等への継続調査を地方公共団体に要請します。
- 吹付けが露出している建築物の所有者等に対し、除去、封じ込め等の対策の実施及び労働安全衛生法等の関係法令の遵守について地方公共団体を通じ指導をいたします。
- 今後は毎年度 2 回（9 月、3 月）実施される建築防災週間においてその後の改善状況を取りまとめるとしてまいります。

問合せ先：国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官

石坂 聡

03-5253-8111（内線 39564）

03-5253-8514（夜間直通）

既存建築物における吹付けアスベストに関する調査について(3月指導状況)

	調査対象の建築物の数	調査報告のあった建築物の数	露出してアスベストの吹付けが 建築されている					備考	
			指導により対応済みの建築物の数※1	未対応の建築物の数	指導により対応予定の建築物の数		指導中の建築物の数		指導予定の建築物の数
北海道	10,610	7,844	667	108	559	193	366	0	
青森	2,071	1,853	242	119	123	18	81	24	
岩手	1,724	1,492	130	41	89	25	53	11	
宮城	3,719	3,241	324	71	253	49	204	0	
秋田	1,685	1,538	64	18	46	6	15	25	
山形	1,629	1,486	191	63	124	25	78	21	
福島	5,273	4,536	197	37	160	50	110	0	
茨城	6,248	5,449	324	50	274	29	185	60	
栃木	4,630	3,839	276	45	231	31	187	13	
群馬	4,333	4,047	304	157	147	21	126	0	
埼玉	11,243	8,679	466	122	344	113	221	10	
千葉	11,825	9,490	538	174	364	95	242	27	
東京	10,656	7,974	1,021	739	282	143	137	2	
神奈川	10,690	10,690	761	316	445	102	231	112	
新潟	4,917	3,798	367	88	279	66	213	0	
富山	2,768	2,336	438	95	343	89	254	0	
石川	3,077	2,455	267	42	225	37	188	0	
福井	2,470	2,008	140	118	22	12	10	0	
山梨	1,473	1,343	142	19	123	9	114	0	
長野	6,701	6,641	310	64	246	82	164	0	
岐阜	4,975	3,845	229	63	166	44	30	92	
静岡	10,367	7,958	757	192	565	160	405	0	
愛知	18,302	11,295	1,258	21	1,237	148	1,089	0	
三重	4,510	3,348	274	47	227	49	169	9	
滋賀	3,604	2,976	265	77	188	81	107	0	
京都	6,939	3,952	450	168	282	83	187	12	
大阪	19,425	14,948	1,967	583	1,384	137	1,247	0	
兵庫	10,797	8,609	741	154	587	89	364	134	
奈良	2,409	1,766	181	21	160	35	125	0	
和歌山	3,187	2,475	108	32	76	23	53	0	
鳥取	1,605	1,186	64	29	35	6	29	0	
島根	1,469	1,385	66	21	45	9	36	0	
岡山	5,394	4,345	138	35	103	34	69	0	
広島	8,714	6,361	529	97	432	99	75	258	
山口	3,753	2,785	166	10	156	75	81	0	
徳島	2,003	1,907	36	15	21	10	11	0	
香川	2,404	2,243	74	17	57	8	49	0	
愛媛	3,847	3,166	166	34	132	32	100	0	
高知	1,805	1,178	155	45	110	25	85	0	
福岡	15,451	12,403	807	129	678	93	295	290	
佐賀	1,709	1,422	74	28	46	16	30	0	
長崎	2,575	2,011	46	14	32	5	23	4	
熊本	3,397	3,006	274	58	216	29	187	0	
大分	3,094	2,633	209	81	128	17	53	58	
宮崎	1,974	1,719	100	59	41	22	19	0	
鹿児島	2,690	2,079	70	27	43	18	25	0	
沖縄	1,884	1,039	28	3	25	4	18	3	
合計	256,025	202,779	16,401	4,546	11,851	2,546	8,140	1,165	

※1 「指導により対応済みの建築物の数」は原則として本調査により対応した数である。

【お問合せ先】国土交通省（代表5253-8111）

（全）	体）総合政策局環境・海洋課	飯塚	（内線24-312 直通5253-8264）
（鉄）	道 駅）鉄道局施設課	原田	（内線40-822 直通5253-8553）
（バスターミナル）	自動車交通局企画室	島添	（内線41-154 直通5253-8564）

平成18年3月31日

不特定多数の方が利用される運輸関連施設における 吹付けアスベストの処理状況について

平成17年8月26日に公表しました「運輸関連企業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について」、平成17年10月7日、11月8日及び12月27日に公表しました「不特定多数の方が利用される運輸関連施設における吹付けアスベストの処理状況について」において、不特定多数の方が利用する施設等において吹付けアスベストが露出している場所をお知らせしたところですが、これらの場所について、その後の状況を関係事業者に確認したところ次のとおりですので、お知らせいたします。なお、いずれの施設につきましても、事業者において、現状では飛散する状態にないことが確認されています。

1. 鉄道駅

○平成17年12月27日時点で吹付けアスベストが旅客用スペースに露出していた駅

事業者	駅名	現況及び予定
横浜市交通局	蒔田駅	封じ込め済み
	守口駅	囲い込み済み
	関目高殿駅	囲い込み済み
	天神橋筋六丁目駅	囲い込み済み
	中崎町駅	囲い込み済み
大阪市交通局	北加賀屋駅	囲い込み済み

注)アスベストが旅客用のスペースに露出していた駅のうち、平成17年12月27日時点で飛散防止対策が未了であった6駅について取りまとめました。（上述の6駅以外の14駅は12月27日の時点で既に飛散防止対策を措置済みです。）

2. バスターミナル

○平成17年12月27日時点で吹付けアスベストが旅客用スペースに露出していたバスターミナル

事業者	場所	現況及び予定
長崎県交通局	長崎駅前ターミナル バスコース天井	除去済み
㈱世界貿易センター ビルディング	浜松町バスターミナル バス走行車線天井	除去工事実施中
名古屋鉄道㈱	名鉄バスセンター バス走行車線天井	除去工事実施中

注)アスベストが旅客用のスペースに露出していたバスターミナルのうち、平成17年12月27日時点で飛散防止対策が未了であった3バスターミナルについて取りまとめました。
(上述の3バスターミナル以外の1バスターミナルは12月27日の時点で既に飛散防止対策を措置済みです。)

(注)吹付けアスベストとは、アスベストを1%を超えて含有する吹付けロックウール、パーライト吹付け等も含みます。また、アスベストを含有している可能性のある吹付け材とは、建設年次や目視等からアスベストを1%を超えて含有する可能性がある吹付け材をいいます。

以上